

広島市みどりの基本計画（2021-2030）
素案

広島市みどりの基本計画（2021-2030）素案 目次

第1章 広島市みどりの基本計画とは

1	計画改定の背景	1
2	計画の目的	1
3	位置付け	1
4	目標年度	1
5	計画の対象	2
6	緑の役割	2

第2章 現状と課題

1	広島市の概況	
(1)	都市構造と地域特性	3
(2)	広島市の現況	3
(3)	上位計画及び主な関連計画の概要	5
2	「広島市緑の基本計画（2011-2020）」における主な施策の取組状況	
(1)	「計画の目標水準」の達成状況	7
(2)	主な施策の取組状況	8
3	緑の現況	
(1)	本市における緑化の取組（緑化の歴史）	9
(2)	緑被率	10
(3)	緑視率	11
4	緑に関する動向	
(1)	国の政策の動向	12
(2)	本市の動向	14
5	本市における緑の現状と課題	
(1)	多様化する市民ニーズに対応した公園の整備と管理	15
(2)	河岸緑地の整備と活用	18
(3)	地域資源としての農地や森林の保全と活用	19
(4)	緑化の主体的な担い手の育成	21

第3章 基本理念とみどりの将来像

1	基本理念	23
2	みどりの将来像	24
3	計画の目標水準	26

第4章 重視すべき視点

		28
--	--	----

第5章 基本理念を実現するための施策

1 基本方針	30
2 施策方針と施策	32
施策方針(1) まちに風格とにぎわい、潤いをもたらす緑・オープンスペースの創出	34
施策方針(2) 地域特性に応じた個性的な魅力を生かした公園緑地の活用と適切な管理	36
施策方針(3) 水辺の魅力を引き出すみどりの創出と活用	37
施策方針(4) 背景となる緑と調和したまちのみどりの創出	38
施策方針(5) 森林の保全と活用	39
施策方針(6) 農地の保全と活用	41
施策方針(7) 持続可能な「みどりづくり」に向けた人材の育成と仕組みの整備	42
施策方針(8) 市民主体の民有地緑化の推進	43
施策方針(9) 平和を象徴する緑の継承	44

第6章 計画の推進に当たって

1 施策の進め方	45
2 広域的な視点に立った施策の推進	45
3 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた施策の推進	45

第1章 広島市みどりの基本計画とは

1 計画改定の背景

広島市は、被爆の廃墟から目覚ましい復興を遂げる歩みの中で、水と緑が輝く潤いのある平和都市の実現を目指し、復興のシンボルとして計画された平和大通りや平和記念公園、河岸緑地、高度経済成長期の都市化に対応した都市公園等の整備、緑を育む活動への市民参加の促進などに取り組んできました。こうした先人たちから続く緑の取組により、現在の広島のまちは、豊かで美しい自然環境と調和した、ゆとりと安らぎが感じられる質の高い都市環境が形成されています。

一方で、本市は、少子化・高齢化の進展や人口減少社会の到来、地域コミュニティの活力低下、地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害への対応など、様々な課題に直面しており、時代の変革期にあります。

このような課題に対応するため、本市では広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を東西の都心の核と位置付け、都市機能の充実・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」や、圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」の実現などに取り組んでいます。

加えて、社会が成熟化し、市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、これまで蓄積されてきた公共施設のストックを都市の有する課題解決のための重要な資産として有効に活用することが求められています。

こうした緑を取り巻く社会情勢の変化に対応し、広島市の緑のまちづくりをより一層進め、将来の世代に受け継ぐため「緑の基本計画」の改定を行うものです。

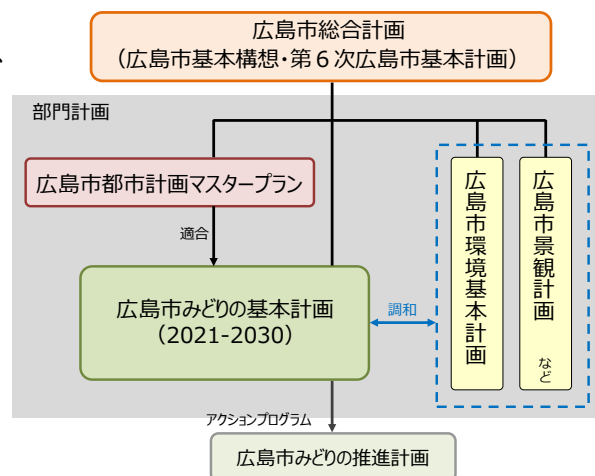
2 計画の目的

本市における「みどりの将来像」を描き、市民、企業、行政といった様々な主体が、「自分たちのまちは自分たちで創る」という考えの下、適切な役割分担と連携を図りながら、潤いのある緑のまちづくりを進めていくための基本的な方針を示すものです。

3 位置付け

都市緑地法第4条第1項に基づき広島市が策定する、緑地の保全や緑化の推進に関する将来像や目標、施策等を定めるマスタープランです。これにより、「都市公園の整備及び管理」、「緑化の推進」、「緑の保全」に関する施策を総合的・計画的に推進します。

また、本計画は、「第6次広島市基本計画」の部門計画であり、上位計画である「第6次広島市基本計画」や他の関連計画と整合を図ります。



4 目標年度

令和12年度（2030年度）とします。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

〈計画の対象区域〉

広島市全域を対象とします。なお、広島広域都市圏内の広域的な取組については、周辺市町との連携を図ります。

〈計画の対象とする「みどり」〉

森林、農地、工業地、住宅地などの緑、公園、道路、河川や建物の公開空地などの空間としての緑に加え、花壇づくりや公園等の管理活動、農業体験などの緑に関する市民活動を対象とします。

6 緑の役割

緑は、潤いのある生活環境や良好な都市環境の形成など、多様な役割を持っています。また、近年、都市の課題解決のため、緑の持つ多様な機能を生かすことが期待されています。

本計画では、緑の持つ主な役割を以下のとおり7つに整理しました。

(1) 地域固有の都市景観や歴史・文化の形成

都市を象徴する景観や地域を特徴付ける景観を形成し、その地域の歴史や文化、自然的資源の継承に寄与しています。平和記念公園や平和大通り、河岸緑地の緑は、本市の特徴的な景観を形成するとともに、被爆の惨状を乗り越えた復興の証としての意味を持っています。

(2) 地域のにぎわいづくりや観光の振興

イベントの開催や飲食、スポーツ観戦などの場として多くの人が集まる地域のにぎわいの拠点となるほか、都市を代表する観光資源が立地し、多くの観光客が訪れる観光振興の拠点となるなど、まちの活力の創出に寄与します。

(3) 都市の防災・減災

市街地の延焼防止に貢献するほか、災害時の避難地や生活必需品等物資の備蓄基地、災害時の消火・救助活動の拠点となるなど、都市の防災性の向上が図られます。

(4) 良好な環境の保全

豊かな自然環境の保全や食料供給の場ともなる農地の保全など、良好な環境を保全します。また、森林は水源かん養機能により洪水の緩和や水質の浄化などの働きをしています。

(5) 生物多様性の確保

互いに影響しながら直接的、間接的に支えあって共存している地球上の多様な生物に生息・生育環境を提供するとともに、生態系の種・遺伝子の多様性の確保の基盤となっています。

(6) 地球温暖化等の防止

温室効果ガスである二酸化炭素の吸収により地球温暖化の防止に大きな役割を果たすとともに、日射の遮断や蒸発散作用等による気温上昇の抑制によりヒートアイランド現象を緩和します。

(7) 地域コミュニティの形成

地域住民の交流・レクリエーション・子育て・スポーツの場となるほか、緑化講習会や公共空間での花壇づくりなど緑に関する活動を通じて地域コミュニティの形成を促進します。

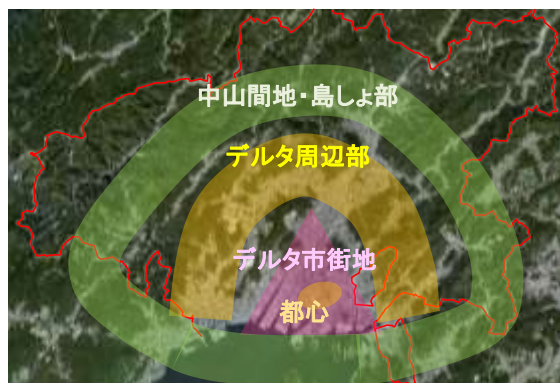
第2章 現状と課題

1 広島市の概況

(1) 都市構造と地域特性

本市は、中国山地を背に緑豊かな山々に囲まれ、市域を流れる幾筋もの川を有し、多島美を誇る瀬戸内海に面する水と緑に恵まれた都市です。

都市構造は、太田川河口のデルタを中心に形成された「デルタ市街地」、広島らしい景観を構成している青垣山や郊外にある住宅団地などからなる「デルタ周辺部」、自然豊かな環境や瀬戸内海に浮かぶ島々で構成される「中山間地・島しょ部」の3つのエリアから成っており、地域によってそれぞれ異なる特性を持っています。



また、「デルタ市街地」の中で様々な都市機能が集積し、都市の活力とにぎわいを生み出す中心となる場所として「都心」が位置付けられています。

〔地域特性と都市機能〕

デルタ市街地	デルタ周辺部	中山間地・島しょ部
・商業施設を中心としたにぎわいのある都市空間と、河岸緑地など緑豊かな公共空間が調和した街並みが形成されています。 〔都心〕 ・企業の本社・支社、官公庁施設等の業務機能が集積しています。 ・原爆ドームや広島城など歴史的・文化的な観光資源が多数あり、国内外から多くの人を引き寄せる魅力を備えています。	・都市の生活利便性と身近にある自然が調和し、動植物等に触れることのできる施設や広域的なスポーツ交流の拠点となる広島広域公園、多くの大学等が立地しています。 ・丘陵部を中心に、住宅団地が数多く開発され、居住の場として重要な役割を担っています。	・中国山地に連なる緑豊かな山々、太田川とその派川等とそれらが流れ込む瀬戸内海といった豊かな自然を有しており、人々に安らぎと心の豊かさを与える重要なエリアです。 ・農林水産業の場となるとともに、レクリエーションの場として活用されています。

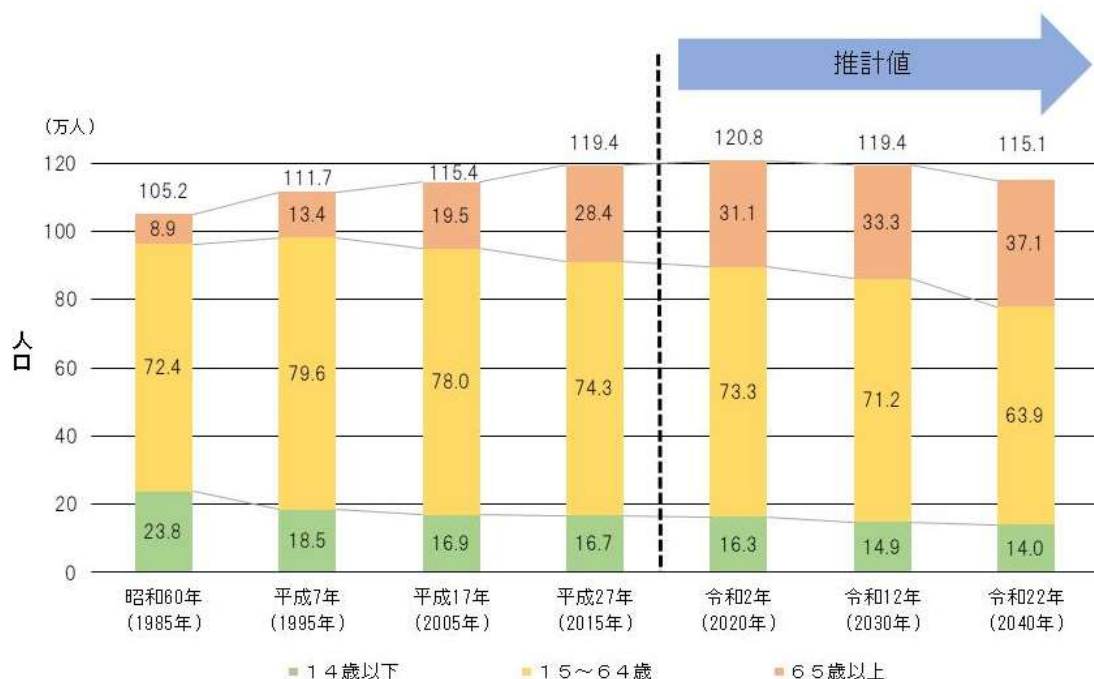
(2) 本市の現況

ア 少子化・高齢化、人口減少社会の到来

本市では、年々増加していた人口が令和2年(2020年)の120.8万人をピークに、令和12年(2030年)には119.4万人、令和22年(2040年)には115.1万人と年々減少していくものと予測されています。

また、平成27年(2015年)に74.3万人であった15歳から64歳までの人口が令和12年(2030年)には71.2万人、令和22年(2040年)には63.9万人と年々減少していく一方で、平成27年(2015年)に28.4万人であった65歳以上の人口が令和12年(2030年)には33.3万人、令和22

年（2040年）には37.1万人と年々増加していくものと予測されており、人口減少や少子化・高齢化の進展による経済活動の停滞や市民生活への悪影響が懸念されています。

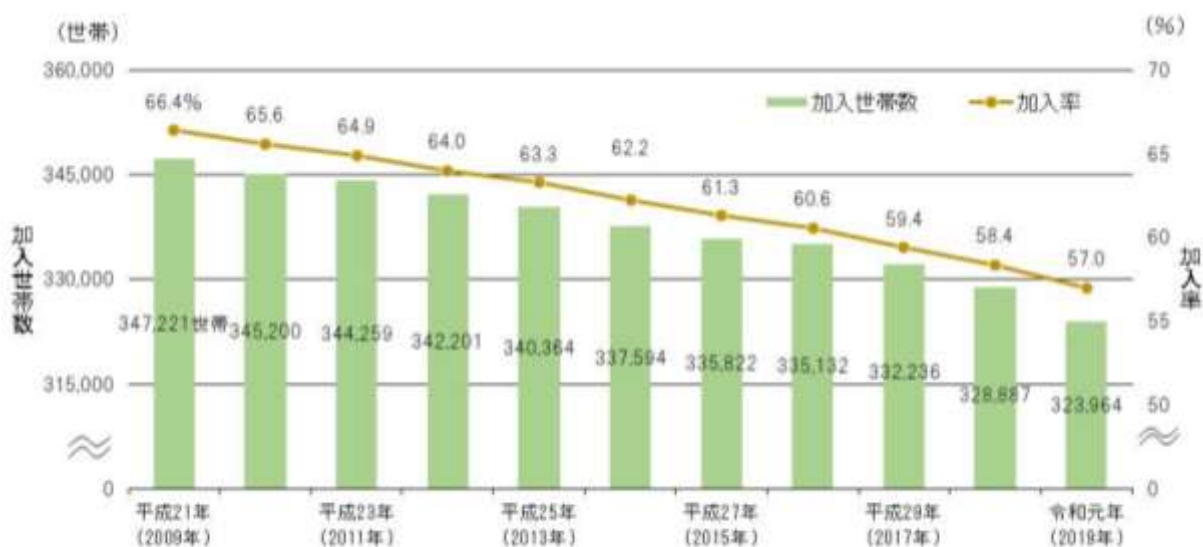


注1 国勢調査及び「日本の地域別将来人口（平成30年3月推計）（国立社会保険・人口問題研究所）」より本市作成
 注2 端数処理のため、年齢階層別人口の合計と一致しない。
 また、年齢不明の数値があるため、年齢階層別人口の合計と一致しない。

広島市の年齢階層別人口推計

イ 地域コミュニティの活力低下

地域コミュニティは、公園の維持管理やまちのにぎわいの創出等に大きく寄与していますが、その要である町内会・自治会の加入率は年々減少しており、前回改定時の平成23年（2011年）には64.9%あった加入率が令和元年（2019年）には57.0%となるなど、その活力低下が懸念されています。



注1 広島市調べ（各年7月1日時点）

広島市の町内会・自治会加入世帯数と加入率の推移

ウ 国内外からの観光客の増加

本市の入込観光客数は、平成22年(2010年)の1,057.1万人から平成30年(2018年)には1,336.2万人となり、大幅に増加しています。

また、外国人観光客については、平成23年(2011年)に東日本大震災の影響で減少したものの、翌年の平成24年(2012年)から年々増加し、7年連続で過去最高を更新しています。

こうした観光客の増加は、地域の雇用促進や消費の拡大など地域経済の活性化につながっています。



注1 「広島市観光概況」(各年)による

広島市への入込観光客数の推移

(3) 上位計画及び主な関連計画の概要

本計画の上位計画及び主な関連計画の概要は、以下のとおりです。

ア 広島市総合計画(令和2年6月)

広島市総合計画は、広島市基本構想及び広島市基本計画で構成されています。

広島市基本構想では、人類史上初の被爆都市である広島都市像である「国際平和文化都市」を具現化するため、「世界に輝く平和のまち」、「国際的に開かれた活力のあるまち」、「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」の3つの要素を基に施策の構想を定めています。

また、広島市基本計画は、広島市基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めており、本市が策定する全ての計画の基本となるものです。

イ 「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略(令和元年7月)

人口減少社会への対応に特化したまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

人口減少に歯止めをかけ、本市が広島広域都市圏ひいては中四国地方の発展をけん引していく中枢都市として、人口規模と経済力等を兼ね備えた「まち」であり続け、「世界に誇れる『まち』

広島」を実現するとともに、「200 万人広島都市圏構想」を実現することとしています。

「中四国地方のエンジンにふさわしい都市機能の充実強化」、「すべての人にとっての“ディーセント・ワーク”の創出」、「子どもと子育てに優しいまちの実現に向けた切れ目のない支援」、「誰もが住みたくなるまちに、まちの安心とブランド力の向上」を基本目標として掲げ、広域都市圏の圏域経済の活性化や魅力ある里山への支援など、緑に関連する方針を示しています。

ウ 広島市都市計画マスタープラン（平成 25 年 8 月）

本市の都市づくりの総合的な指針として、長期的な視点に立った都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を示すとともに、都市づくりの目標を実現するための土台として、公共交通等で連携された集約型都市構造への転換に向けた方針を示しています。

土地利用や都市施設の整備・活用、環境保全、都市防災など、分野別の方針において、緑に関連する方針を示しています。

エ 広島市地域防災計画（令和 2 年 3 月）

本市の地域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めています。

災害時における避難場所や応急救助活動、物資集積等の基地として活用できる重要な施設として公園緑地を位置付け、計画的に整備を行うことを示しています。

オ 広島市景観計画（平成 26 年 7 月）

市民や事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示しています。

「平和都市広島を象徴する景観づくり」、「歴史や文化の香り漂う景観づくり」、「水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり」、「にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり」を基本方針として定め、水辺空間の利活用や里山の再生、公共空間での花と緑あふれる演出など、緑に関連する方針を示しています。

カ 広島市環境基本計画（平成 28 年 3 月）

本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）である「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」の実現に向けた施策の方針等を定めています。

「豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～」、「自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～」、「健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～」、「地球環境の保全への貢献 ～都市の低炭素化の促進～」を基本目標として掲げ、緑の保全や水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進、自然と調和した美しく品のある都市景観の創出など、緑に関連する方針を示しています。

キ ひろしま都心活性化プラン（平成 29 年 3 月）

国内外の人々や企業などを惹きつける都心の魅力向上や質の高い都市環境の整備などに取り組み、都心を活性化するため、中長期的な視点で本市の都心の将来像や目指す姿、その具体化に向けた施策等を示しています。

「都心の将来像」の実現に向け、「おもてなしを創出する水・花・緑のネットワーク」の形成を目指すとともに、施策の方向性として「花と緑と音楽のあふれる美しいまちづくり」の推進などを示しています。

ク 「水の都ひろしま」推進計画（平成 31 年 3 月）

「水の都ひろしま」の実現に向け、市民、事業者及び行政の協働のもと、計画的・効果的に取組を進めるための実施計画です。

河岸緑地等の整備や花と緑による修景の実施など、美しい水辺空間の創出等の取組を示しています。

ケ 「美しい川づくり」将来ビジョン（平成 27 年 6 月）

広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい、広島の象徴的な空間とするため、長期的な視点に立った「美しい川づくり」の方針やその実現に向けた取組を示すとともに、広島駅周辺地区の水辺の将来イメージを示しています。

都心において人々の生活に潤いと安らぎを与える、水と緑を生かした川・水辺づくりの方針を示しています。

コ 広島市森林（もり）づくりプラン 21（平成 27 年 6 月）

木材などの林産物の供給、水資源のかん養、土砂災害の防止など、市民生活に恩恵をもたらす貴重な財産である森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、森林のあるべき姿を示すとともに、これを実現していくための戦略を明らかにしています。

中山間地域などにおける人口の減少や高齢化による森林の荒廃に対応するため、市民と育てる健全な森林づくりや林業の再生と元気な山村地域づくりなど、緑に関する戦略を示しています。

2 「広島市緑の基本計画（2011-2020）」における主な施策の取組状況

(1) 「計画の目標水準」の達成状況

項 目	前計画		達成状況 (平成 31 年度)
	平成 22 年度の状況	目標値（令和 2 年度）	
市街化区域における緑の面積の割合	18.3%	18.3%	21.5%
公園緑地の面積	948ha	1,000ha	987ha
広島を緑豊かなまちであると実感している市民の割合	64.7%	75.0%	69.3%

(2) 主な施策の取組状況

〔基本理念〕

水・緑・いのちの輝くまち ひろしまの実現

〔取組状況〕

基本方針及び施策方針	主な施策の取組状況
① 市民とのパートナーシップに基づく緑づくりとその活用	
(1) 市民意識の醸成と市民緑化への支援の拡充	・「花と緑の広島づくりネットワーク」の構築や、花と緑に関する講習会の開催 ・春及び秋のグリーンフェアにおける体験型講座の実施など内容の充実 ・「第37回全国都市緑化ひろしまフェア」の開催
(2) 市民による民有地の緑化	・緑化推進制度の運用 ・緑地協定制度や景観法に基づく届出制度などの活用 ・民有地緑化基金事業の実施
(3) 平和のための市民との協働による緑の交流と継承	・キョウチクトウ及び被爆アオギリ二世の苗木の配布 ・寄付樹木の定期診断や説明板の設置
(4) 市民との協働による公園づくり	・身近な公園再生事業の実施 ・子どもの遊び場づくりの推進 ・街区公園清掃等報奨金制度の運用や指定管理者制度の活用
(5) 市民との協働による緑の管理とその活用	・グリーン・パートナー事業や四季の花プランター設置事業の実施 ・ふれあい樹林事業の推進や保存樹・保存樹林の指定
② まちの基盤をなす緑づくり	
(6) 公園緑地の整備	・街区公園や河岸緑地などの計画的な整備 ・植物公園の大温室の改修 ・安佐動物公園の再整備
(7) 既存公園の再整備と有効活用	・身近な公園再生事業の実施
(8) 公共建築物や道路の緑化	・新築や増・改築に合わせた緑化 ・幹線道路における街路樹の植栽
(9) 風の通り道を生み出す水と緑のネットワークづくり	・河岸緑地や道路の緑化 ・平和記念公園や平和大通りの緑の保全と育成
(10) 緑の育成とリサイクルの推進	・「道路・公園緑化ガイドライン」の活用・充実
③ うるおいのある水辺の緑の保全と緑化	
(11) 海辺の保全と緑化	・元宇品公園の保全・活用 ・臨海部の緑地の計画的な整備の促進
(12) 河川を生かす緑の保全と緑化	・河岸緑地の計画的な整備 ・河岸緑地でのオープンカフェや水辺のコンサートの実施
④ 豊かな自然の保全と活用	
(13) 山林・樹林の保全	・下刈、枝打ち、間伐など森林整備への支援 ・林業の担い手育成など林業の振興
(14) 農地の保全と活用	・市街地や市街地近郊農地における市民菜園の開園 ・農業・農村体験などの交流事業の実施
(15) 自然にふれることのできる場の活用	・森林公園や花みどり公園、憩の森の適切な管理と利用促進 ・ふれあい樹林事業の実施

3 緑の現況

(1) 本市における緑化の取組（緑化の歴史）

昭和 20 年（1945 年）8 月 6 日、本市に人類史上初めて原子爆弾が投下され、緑豊かだった市街地も緑が完全に失われた灰色の都市となり、75 年間草木も生えないと言われました。

その後、原爆による荒廃から立ちあがった広島市は、かつての景観を取り戻すため、焼野原になった市街地に一本でも多くの樹木を増やそうと、様々な取組を行いました。

昭和 32 年（1957 年）から昭和 33 年（1958 年）には、市民及び市周辺の 4 郡 23 町民の協力を得て平和大通りや平和記念公園そして中央公園において植樹活動が行われました。この時、平和大通りの緑地帯には約 2,500 本の高木が寄付されました。これが、第 1 次緑化運動の中心となった「供木運動」です。

その後も、高度経済成長に伴う急激な都市化による緑の減少を食い止めるため、市民総ぐるみの緑化事業の展開を呼びかけた「緑化宣言」に始まる第 2 次緑化運動、市民による緑化活動を推進するための一環として開催した第 14 回全国都市緑化ひろしまフェア「グリーンフェスタひろしま'97」を中心とした第 3 次緑化運動と、3 度の緑化運動を展開しました。こうした市民との協働による緑のまちづくりにより、現在の成熟したまちの緑が形成されています。

〔年表〕

	昭和 20 年	昭和 40 年頃 (被爆 20 周年)	昭和 60 年頃 (被爆 40 周年)	平成 12 年頃 (被爆 55 周年)	現在 (被爆 75 周年)
時期	戦後復興期	高度経済成長期から 政令指定都市移行期	広島アジア競技大会 開催を契機とした時期	近年	
時代背景	戦災復興	経済成長 市域の拡張	バブル景気～崩壊	低成長時代 少子高齢化	
緑化の取組	第 1 次緑化運動 ・ 広島平和記念都市建設計画の策定(S27) ・ 平和記念公園の完成(S30) ・ 「供木運動」の展開(S32～33) など	第 2 次緑化運動 ・ 安佐動物公園の開園(S46) ・ 「緑化宣言」(S50) ・ 植物公園の開園(S51) ・ 中央公園の一応の完成(S58) など	第 3 次緑化運動 ・ 広島広域公園の完成(H6) ・ 第 14 回全国都市緑化ひろしまフェアの開催(H9)	・ 広島市緑の基本計画の策定(H13)及び改定(H23) ・ 第 37 回全国都市緑化ひろしまフェアの開催(R2) など	

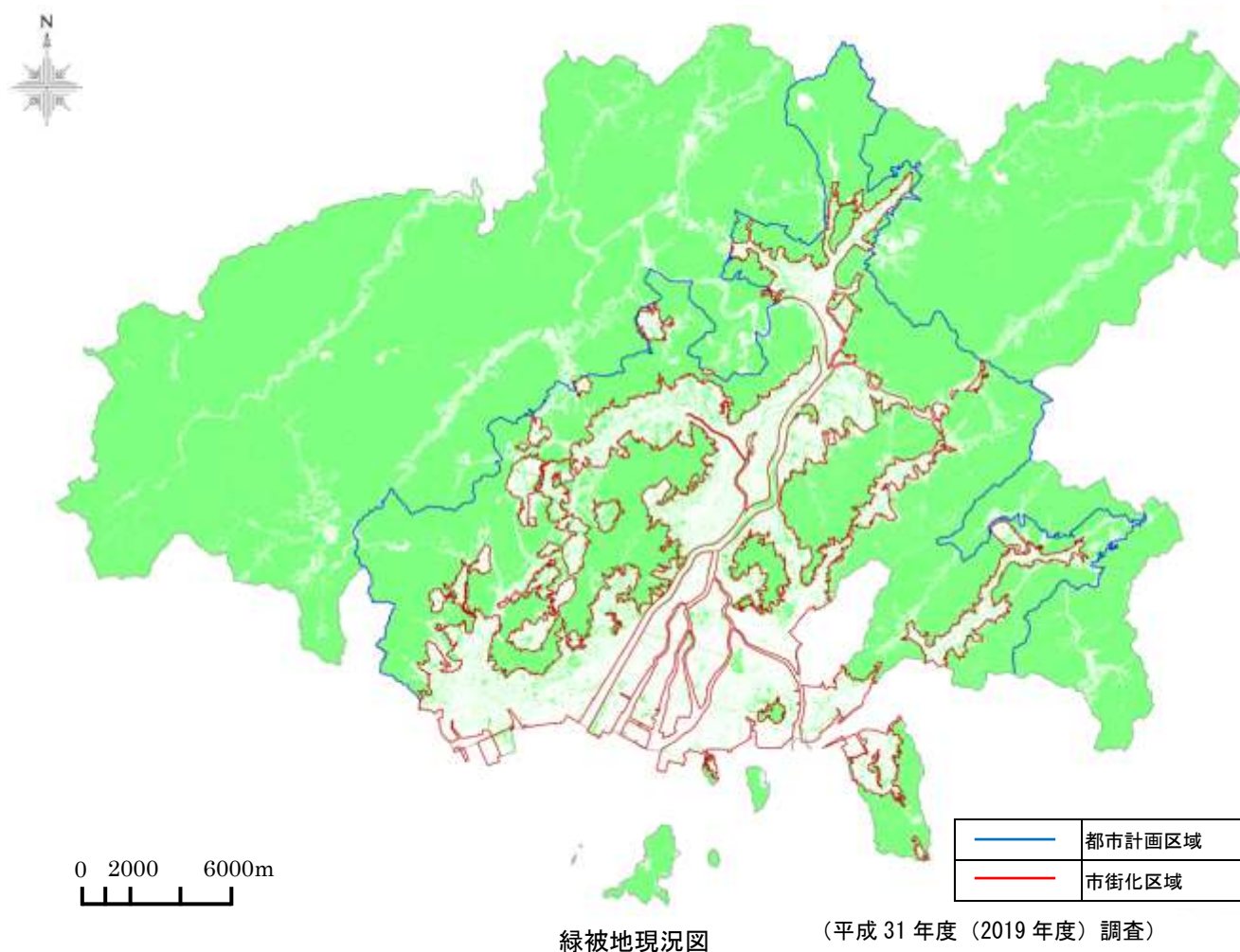
(2) 緑被率

ア 概要

緑被率とは、対象とする地域の面積に占める樹林や草地、農地などの植物によって覆われた緑地の面積の割合であり、平面的な緑の量を示すための指標です。

イ 現状

市全域の緑被率は 78.8%、市街化区域内の緑被率は 21.5%です。一方、都市再生緊急整備地域（広島都心地域）の緑被率は 11.8%にとどまっています。



〔緑被地現況表〕

区分	市全域	都市計画区域			都市計画 区域外	都市再生 緊急整備地域
		市街化区域	市街化調整区域	合計		
面積(ha)	90,668	16,106	23,823	39,929	50,739	234
緑の面積 (ha)	71,451	3,457	20,663	24,120	47,331	27.5
割合(%)	78.8	21.5	86.7	60.4	93.3	11.8

※面積は令和 2 年 7 月時点

(3) 緑視率

ア 概要

緑視率とは、人の視界に占める「緑の面積」の割合であり、緑被率調査では把握できない壁面緑化などの立体的な緑も捉えることができます。緑の量を市民の目で見たまに評価するため、市民に緑の現状を分かりやすく伝えることができる指標です。

イ 測定箇所

測定箇所	箇所選定の考え方
平和記念公園や平和大通り	広島市の平和を象徴する緑を評価できる地点
再開発地区などにぎわいの中心となる場所	都市再生緊急整備地域内で車や人の通行量の多い交差点、建替えが予定されている箇所など、継続的に緑視率の変化を評価できる地点
広島駅などの交通結節点	広島市の陸の玄関である広島駅など地域の拠点となる地点

ウ 現状

測定箇所	調査地点及び緑視率結果 (%)		平均緑視率 (%)
平和記念公園や平和大通り	平和大通り（中区大手町三丁目2番地先）	46.9	42.9
	平和大通り（中区小町3番地先）	54.8	
	平和記念公園（平和大通りから臨む）	19.8	
	平和記念公園（相生通りから臨む）	49.9	
再開発地区などにぎわいの中心となる場所	紙屋町交差点	16.9	8.6
	八丁堀交差点	3.2	
	並木通り	18.1	
	基町駐車場	0.2	
	中区富士見町（旧広島東警察署）	4.7	
広島駅などの交通結節点	広島駅	17.9	16.4
	西広島駅	14.9	

4 緑に関する動向

少子化・高齢化と人口減少、市民ニーズの多様化のほか、地域コミュニティの活力低下など、近年、都市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

こうした状況に対応するため、国や本市では様々な取組を進めています。

(1) 国の政策の動向

ア 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開

国土交通省は、平成 28 年 5 月に、都市が直面する課題と、緑とオープンスペースが直面する課題の同時解決を目指し、これからのまちづくりに対応した緑とオープンスペースのあり方、都市公園を活用したまちの活力創出の方向性等について示した「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」を公表しました。

この中で、都市の課題解決や目指す都市像の実現に寄与する社会資本として、緑とオープンスペースのポテンシャルを発揮するため、今後の緑とオープンスペース政策において重視すべき観点として「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の 3 つを示しています。

これを受けて、平成 29 年 6 月に都市緑地法、都市公園法等が改正され、「公募設置管理制度 (Park-PFI)」等の創設や緑の基本計画への記載項目の拡充（記載事項に都市公園の管理方針等を追加）、「緑地」の定義への「農地」の明確化等がなされました。

イ 「グリーンインフラ」の取組の推進

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（気温上昇の抑制、良好な景観形成、生物の生息・生育の場の提供等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組です。

国土交通省では、「国土形成計画」、「第 4 次社会資本整備重点計画」において、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして「グリーンインフラ」を位置付け、取組を推進しています。

ウ 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組の推進

平成 27 年（2015 年）9 月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標として持続可能な開発目標（SDGs）が設定されました。

日本においては、平成 28 年（2016 年）に内閣総理大臣を本部長とする「SDGs 推進本部」により決定した「SDGs 実施指針」の中で、「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」など 8 つの優先課題を掲げ、SDGs の達成に向けて国内外の取組を推進するとともに、地方自治体や経済界など多様な主体と連携を図ることにしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 本市の動向

ア 広島市総合計画（広島市基本構想・第6次広島市基本計画）の改定

「少子化・高齢化、人口減少への対応」、「地域コミュニティの活力低下への対応」、「外国人訪問者や外国人市民の増加などへの対応」、「自然災害や地球温暖化など人類の存続基盤に影響を及ぼす課題への対応」など、本市が直面している課題に対応するため、総合的かつ計画的な行政運営と具体的な施策の展開を図ることを目的に令和2年6月に改定しました。

イ 「花と緑と音楽の広島づくり」の推進

平成24年6月に「花と緑の広島づくり推進本部」を設置し、「花と緑あふれる美しいまち ひろしまの実現」を目標として、市民や企業等と協働で全庁横断的に取組を実施しています。

さらに、平成29年11月には、「花と緑の広島づくり」の取組に音楽の取組項目を加えて、五感に響くまちづくりを市民レベルで展開するための取組を進めています。

ウ 「ひろしま都心活性化プラン」の策定と都市再生緊急整備地域・特定都市再生緊急整備地域の指定

本市では、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、「楕円形の都心づくり」を進めるとともに、本市の都心が市域・県域だけでなく、広島広域都市圏の発展に資するよう、都心の活性化に取り組んでいます。

こうした取組をより一層推進し都心を活性化するため、平成29年3月に、広島県と連携し、都心の将来像や目指す姿、その具体化に向けた施策を示す「ひろしま都心活性化プラン」を策定しました。

また、平成15年7月に都市再生緊急整備地域に指定された広島駅周辺地区と、平成30年10月に同地域に指定された紙屋町・八丁堀地区について、令和2年9月に両地域を広島都心地域として統合し、さらに「特定都市再生緊急整備地域」に指定されたところです。



エ 第37回全国都市緑化ひろしまフェアの開催

広島ならではの花や緑等の地域資源を活用することで県内全域の回遊と交流を生み出すとともに、花や緑の大切さと平和の尊さを世界中の人々と分かち合うことでより一層豊かな地域づくりと世界恒久平和の実現につなげていくため、「ひろしま はなのわ 2020 ♪『花笑 (はなえみ)』 ひろしまから花と笑顔と平和のわ』」をテーマに、令和2年3月から11月にかけて、全国で初めて県内全市町を会場にした全国都市緑化ひろしまフェアを開催しました。

5 本市における緑の現状と課題

現計画における主な施策の取組状況や緑に関する動向などを踏まえ、緑の現状と課題について、「多様化する市民ニーズに対応した公園の整備と管理」、「河岸緑地の整備と活用」、「地域資源としての農地や森林の保全と活用」、「緑化の主体的な担い手の育成」の4つの観点から整理しました。

(1) 多様化する市民ニーズに対応した公園の整備と管理

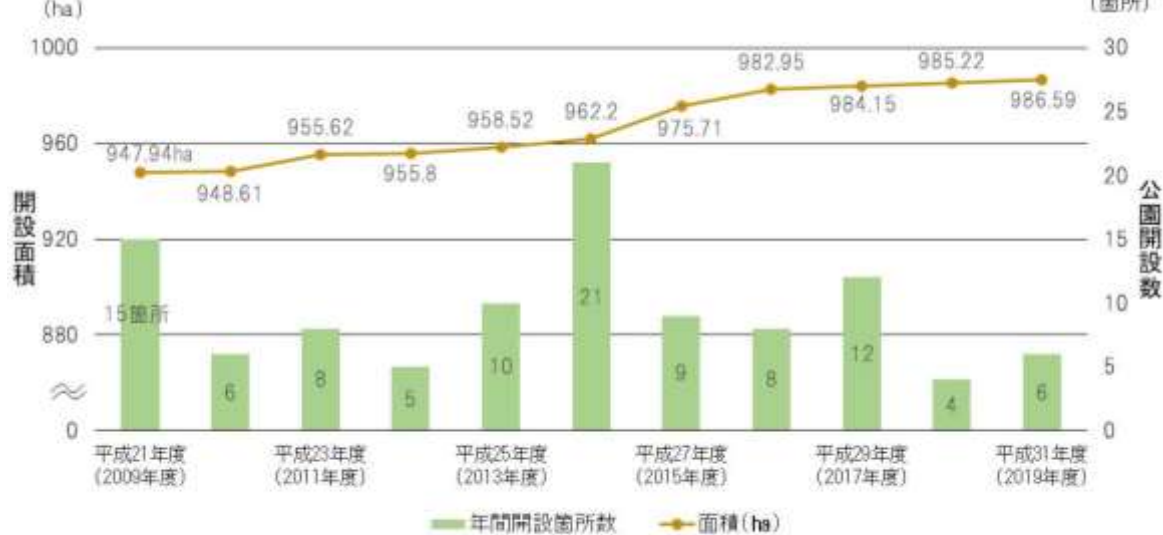
【現状】

ア 都市公園開設状況

都市公園の整備を進めるとともに、必要に応じた施設の更新など適切な維持管理に努め、まちの基盤をなす緑の空間づくりに取り組んできました。

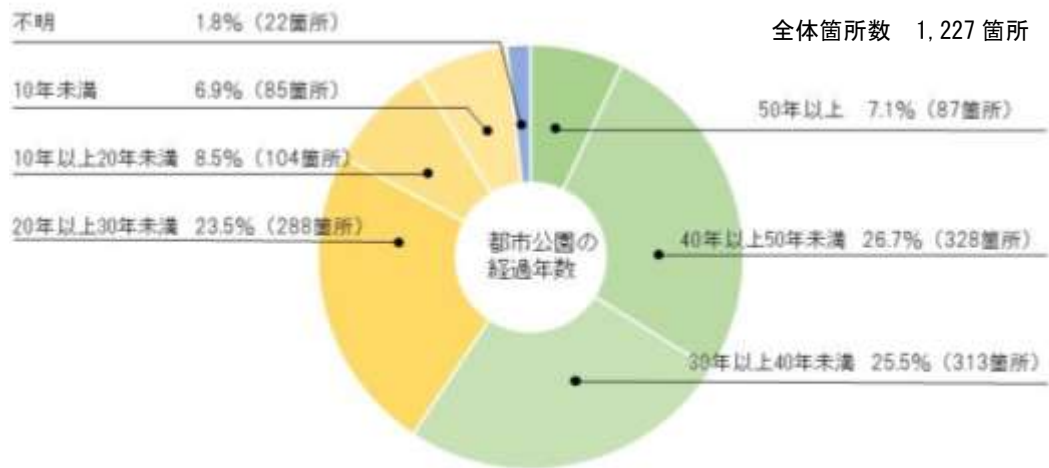
公園開設面積は開発事業等の鎮静化に伴い、平成29年度以降の増加率が緩やかになっているものの、これまでの整備により一定程度のストックを蓄積してきました。

一方で、開設から30年以上経過した公園が全体の約6割を占めており、多くの公園で施設の老朽化が進んでいることが分かります。



注1 「公園開設調査」(各年)をもとに、本市において作成
 注2 開設面積及び開設数は、各年度末時点の値である

公園開設面積等の推移



注1 「公園開設調査」をもとに本市において作成
 注2 開設からの経過年数は令和2年3月末時点での年数

都市公園の開設からの経過年数

〔公園緑地の整備状況〕

区分		箇所数	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	1,051	181.55
	近隣公園	51	108.93
	地区公園	13	69.77
	計	1,115	360.25
都市基幹公園	総合公園	8	181.86
	運動公園	5	104.14
	計	13	286.00
特殊公園	風致公園	8	62.73
	動植物公園	2	44.95
	歴史公園	1	4.68
	墓園	2	16.60
	計	13	128.96
広域公園		2	125.45
都市緑地		76	66.77
緑道		8	19.16
合計		1,227	986.59
広島市の人口 (人)		1,194,330	
市民一人当たりの公園緑地面積 (㎡/人)		8.26	

注1 「公園開設調書」(令和2年3月31日時点)による

イ 緑の活用事例

〔都心における緑の活用事例(大阪市における天王寺公園エントランスエリア『てんしば』)〕

【事業概要】 天王寺公園エントランスエリアにおいて、にぎわい創出のためのハード・ソフト事業と維持管理事業を一体的に実施する。	 大阪市天王寺公園エントランスエリア『てんしば』
【事業期間】 20年間(平成27年度～令和26年度)	
【事業者の負担】 整備費、維持管理費、店舗部分等収益施設部分の公園使用料	

〔住宅地などにおける緑の活用事例（本市における身近な公園再生事業）〕

【事業概要】 主に街区公園において、行政主体の「作る側の視点」による公園づくりから、利用者主体の「使う側の視点」による公園づくりへと発想を転換し、地域住民が主体となって、独自の施設づくりや、利用のルールづくりを行い、「地域に愛され育まれる」公園として花壇づくりや遊具の設置など公園の再生を行う。	 身近な公園再生事業における花壇づくり 本浦公園（南区）
【支援内容】 地域住民が主体となって行う公園再生活動の立ち上げに必要な資材（花苗、ブロックなど）	

【課題】

ア 公園施設の老朽化

開設から長い年月が経過した公園については、誰もが安全・安心に利用するための適切な維持管理水準の確保が課題となっています。

イ 地域特性に応じた公園の整備と管理運営

個人の価値観やライフスタイルの多様化、少子化・高齢化の進展など市民生活を取り巻く社会環境の変化に伴い本市が直面する課題に対し、都市公園の持つ多様な機能を生かし課題解決に貢献するため、既存の資産を一層柔軟に使いこなすという考え方の下、行政による画一的な管理運営ではなく、多様な主体による、子育てなど地域の状況や特性を踏まえた公園の整備や管理運営が求められています。

(2) 河岸緑地の整備と活用

【現状】

ア 河岸緑地の整備

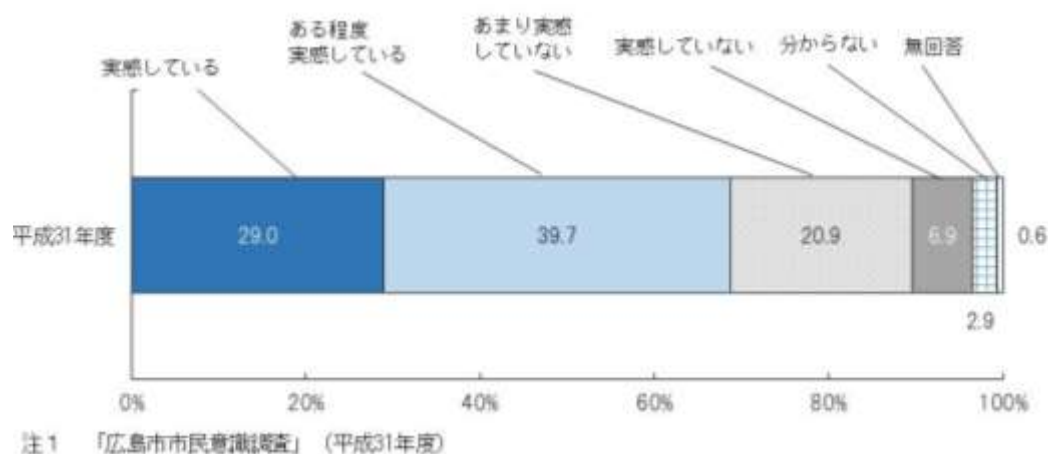
「水の都」を標榜する本市にとって、市域内を流れる河川は、「広島らしさ」を発信する重要な資産であり、河岸や河川敷を生かした緑地は、個性ある美しい都市景観と潤いのある都市環境を形成しています。

このため、天満川、旧太田川、元安川、京橋川、猿猴川の5本の川沿いにおいて、国、広島県が実施している高潮対策事業と調整を図りながら、河岸緑地の整備を進めています。

イ 水辺に対する市民意識と利用状況

広島市を「水の都」と実感している市民の割合は、「実感している」と「ある程度実感している」市民の割合を合わせて68.7%でした。

また、水辺のオープンカフェについては、令和2年（2020年）3月末時点で9店舗が営業しており、利用者数は年々増加し約21.6万人となっています。



広島を「水の都」と実感している市民の割合



水辺のオープンカフェの利用者及び店舗数の推移

【課題】

ア 河岸緑地の整備

河岸緑地は、河川空間の景観上の重要な要素となっているほか、安全で快適な歩行者空間や散策・休憩の場及び災害時の避難路などとしての役割を担っているため、こうしたことに留意しながら引き続き整備する必要があります。

イ にぎわいのある魅力的な水辺空間の創出

活力、にぎわいがあり、人が憩うことのできる魅力的な水辺空間を創出するため、民間活力を積極的に導入し、利活用を推進する必要があります。

(3) 地域資源としての農地や森林の保全と活用

【現状】

ア 農林業の現状

本市は、大都市でありながら水と緑に代表される豊かな緑に恵まれています。中でも、農地や森林などの緑は、人々にやすらぎと心の豊かさを与えるほか、様々な経済活動を支えるとともに、水源かん養や良好な景観の形成、レクリエーションの場の提供、二酸化炭素の吸収など様々な機能を有しています。

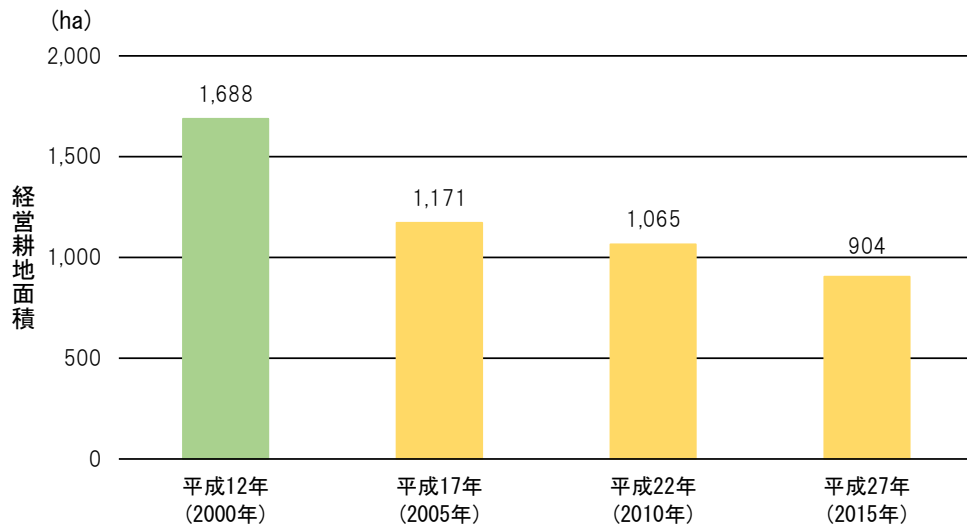
農業における就業人口は年々減少するとともに、高齢化率が平成12年（2000年）の60.4%から平成27年（2015年）年には71.4%に上昇しており、こうしたことを背景に、経営耕地の面積も平成12年（2000年）の1,688haが平成27年（2015年）に904haとなり、年々減少しています。

また、林業就業者数についても、年々減少傾向であり、担い手不足が顕著になっています。



注1 農林水産省「世界農林業センサス、農林業センサス」より本市作成（各年2月1日時点）

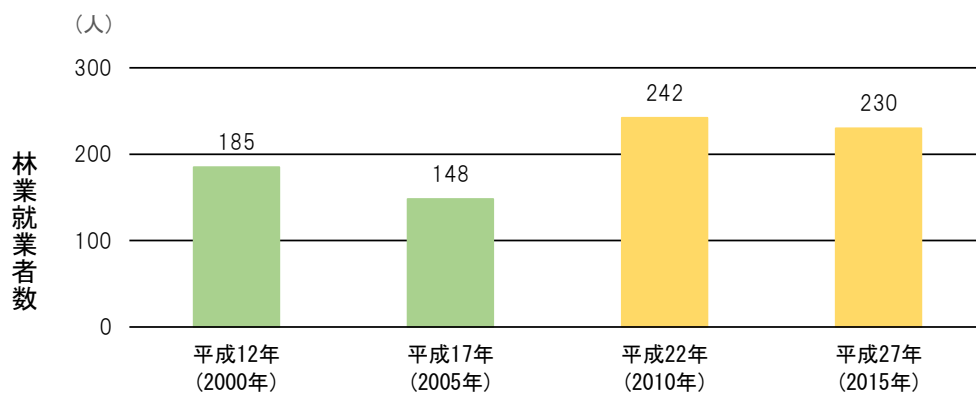
農業就業人口の推移（販売農家）



注1 農林水産省「世界農林業センサス、農林業センサス」より本市作成（各年2月1日時点）

注2 平成17年に調査体系、調査対象の概念・定義等が変更されているため、グラフの色を変えている。

経営耕地面積の推移（販売農家）



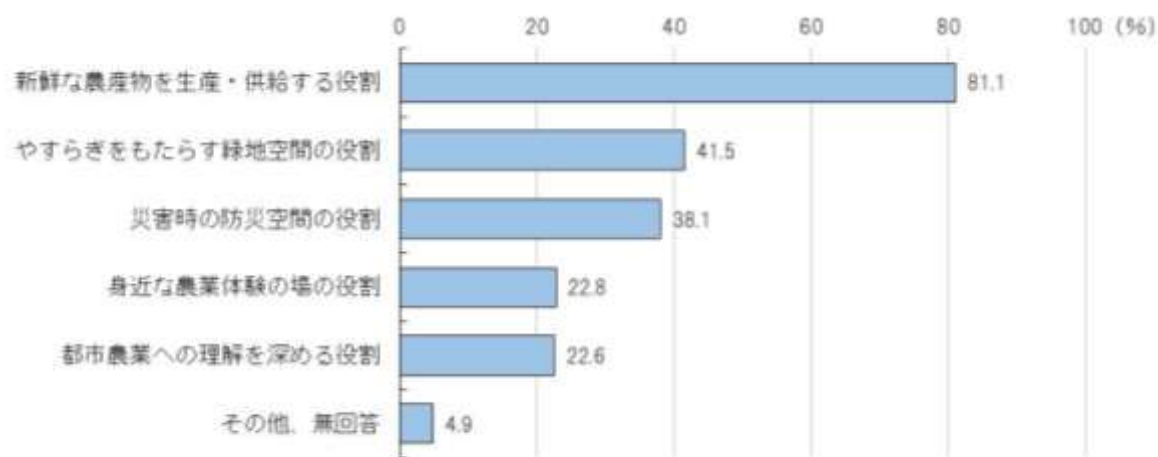
注1 総務省「国勢調査」より本市作成（各年10月1日時点）

注2 平成22年に林業就業者に分類する対象が変更されているため、グラフの色を変えている。

林業就業者数の推移

イ 都市の農地に求められる役割

市民が大切だと思う農地の役割は「新鮮な農産物を生産・供給する役割」が81.1%で最も多く、続いて「やすらぎをもたらす緑地空間の役割」が41.5%、「災害時の防災空間の役割」が38.1%となっています。



注1 「広島市市民意識調査」(平成31年度)

市民が大切だと思う農地の役割

【課題】

ア 若い担い手の不足

農地や森林の大部分を占める中山間地・島しょ部や都市近郊の里山などにおいて、農林業従事者が減少するとともに高齢化が進んでおり、若い担い手の育成に取り組む必要があります。

イ 農地や森林の荒廃

農地の減少に伴う生産力の縮小低下へ対応するとともに、良好な景観の形成、生物多様性の確保、土砂災害の緩和などの多面的な機能を発揮させるため、農地や森林を地域資源として生かしたまちづくりと連携した緑の保全や活用に取り組む必要があります。

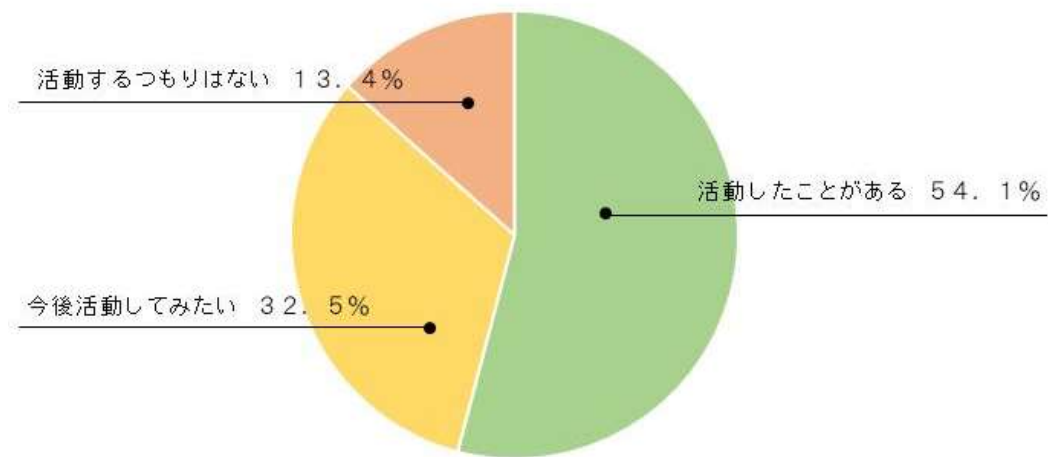
(4) 緑化の主体的な担い手の育成

【現状】

ア 市民との協働

本市では、「自分たちのまちは自分たちで創る」という意識を市民と共有しながら、「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせにより、住民と連携した協働のまちづくりを展開しています。

「自宅のガーデニングや緑化」、「公園の清掃や街路樹への水やり」、「田植えなどの農業体験」など緑に関する活動への市民の関わりについて、「活動している」及び「活動してみたい」と回答した市民の割合を合わせると86.6%となり、市民の多くが緑に関する活動に関心を持っていることが分かります。



注1 「広島市の緑に関するアンケート」(平成31年度)

緑に関する活動を行っている市民の割合

【課題】

ア 多様な主体が参画しやすい仕組みづくり

公園の維持管理等に大きな役割を果たしてきた町内会などの地域団体は、近年、加入率の低下や活動の参加者の高齢化などが課題となっており、市民のボランティア等に頼る従来の手法では継続が困難になる恐れがあることから、緑に関する活動に関心を持っている市民などが多様な主体のもとで参画しやすい仕組みづくりを進める必要があります。

イ 中心的な役割を果たす人材の育成

地域が主体となって地域の様々な課題にきめ細かく対応していける自主的・自発的な市民活動を促進するため、緑に関する活動に関心を持っている市民などの中心的な役割を果たす新たな人材を育成する必要があります。

第3章 基本理念とみどりの将来像

1 基本理念

古来、広島は、中国山地に連なる緑豊かな山々に抱かれ、南には波静かな瀬戸内海が広がり、太田川、瀬野川など清らかに流れる多くの川に恵まれ、水と緑豊かな世界有数の恵まれた自然環境を有してきました。

昭和20年（1945年）8月6日、広島市に人類史上初めて原子爆弾が投下され、多くの尊い生命が失われました。恵まれた自然も壊滅的な打撃を受け、75年間草木も生えないと言われました。打ちひしがれた市民の心に、生きる勇気と希望を与えてくれたのは、焦土の中から萌え出た緑でした。市民や広島のまちにとって、緑は「生命」そのものであり、「平和」の象徴です。

さらに、地球温暖化などの環境問題の顕在化や自然災害リスクの高まり、良好な自然環境の消失といった都市の持続可能な発展を脅かす問題への対応が求められる現在、多様な機能を持つ緑は、人々が持続的に良好な環境の下で生活を送ることができる都市の象徴でもあります。

広島において緑は、「生命」、「平和」、「持続可能な都市」の象徴であり、市民とともに「みどりのまちづくり」に取り組んでいく必要があります。

都市に住む人々が良好な環境の下で、市民一人一人が尊厳を保ちながら人間らしい生活を送ることができるよう、広島市は、すべての生き物の命につながる水と緑を大切にし、愛着と誇りを持ってゆとりとやすらぎのある生活を送ることができる都市づくり、市民や広島を訪れる世界の人々が人類の恒久平和を実感できる都市づくり、多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくりを進めています。

こうしたことを踏まえ、本市の都市像である「国際平和文化都市」を緑の分野で具現化するため、引き続き、「水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現」を基本理念に掲げ、その実現を目指します。

2 みどりの将来像

基本理念が実現されたまちの将来像として、次のような姿を描きます。

(1) 平和を実感できるまち

全ての市民が健やかで、その価値観やライフスタイルに応じて生き生きと暮らし、誰もが平和の尊さを実感できる豊かな文化と人間性を育む都市になっている。

(2) 水・緑を大切にするまち

市民の緑に対する価値観、美意識、緑との付き合い方などの緑に関する文化意識を高めることによって、全ての生き物の命につながる水と緑を大切にするまちが、さらに輝きを増している。

(3) ゆとりとやすらぎが感じられるまち

潤いのある生活環境を形成する緑の存在を享受し、高齢者や子ども、障害者などを含む多様な市民が、安全・安心に暮らせる生活基盤が整備され、快適に暮らせる都市になっている。

(4) 花と緑と音楽のあふれる美しいまち

言葉は通じなくとも、見る人、聞く人の心に直接働きかけ、共感を生むことができる力を持つ花と緑と音楽がまちにあふれ、憩いと華やかさに満ちた景観を作り出すことで、来訪者に広島のおもてなしの心を表し、悲惨な原爆被害から復興した広島の平和の心も語り掛ける都市になっている。

「みどりの将来像図」として、4つの「みどりの将来像」で描く基本理念の実現された緑豊かなまちの姿を表しました。

みどりの将来像図



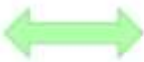
みどりの将来像図の構成要素と内容

	内陸部の豊かな緑 大規模な森林や農地が広がる地域です。豊かな自然を保全するとともに、森林や農地を地域資源として生かしたまちづくりを進めます。		緑がある水辺空間 河岸緑地や臨海部の工場の緑などにより、水と緑が一体となって連続する水辺空間を形成します。
	市街地を囲む緑 市街地に接し、まちの背景となっている青田山などの緑が連なる地域です。里山などを保全し、身近に自然に親しむ場として活用します。		森林ふれあいゾーン 自然環境の保全、自然資源を活用した施設の整備などにより、市民が自然とふれあうことのできるゾーンを形成します。
	緑の新市街地 主に住居系の市街地の地域です。住宅、事業所、公園、道路、公共建築物などの緑化や緑地周辺の樹林、社寺林などの保全により、緑豊かな居住環境を形成します。		緑の拠点 にぎわいの創出や防災など様々な役割を果たす大規模な都市公園やこれに繋がる施設など、緑のまちづくりの拠点、緑に親しむ拠点は。
	緑のデルタ市街地 主に商業・業務系の市街地の地域です。ビルの壁面や敷地内の空地、公園、道路、河岸などの緑化や社寺林、屋敷林などの保全により、緑豊かな都市環境を形成します。		花によるおもてなしの拠点 市民や企業等と一体となって五感に響くまちづくりを推進するための花を飾る活動や交流の拠点、美しい花を体感できる拠点は。
	広島市の平和を象徴する都心の緑 平和記念公園・平和大通り・河岸緑地など広島を代表する緑が集まっている地区です。これらの緑の保全、育成と民有地の緑化などにより、広島市の平和を象徴する緑の都心空間を形成します。		平和の緑（東西軸） デルタ市街地を東西に走る、供木運動などにより形づくられた広島市の復興と平和を象徴する緑の空間です。
			平和の緑（南北軸） 都心を南北に流れる河川により広島らしい景観を形成する水辺の空間です。

水と花と緑の豊かな空間によるネットワークの形成された「花と緑と音楽のあふれる美しいまちひろしま」の姿を表しました。

都心における水・花・緑のネットワーク図



- | | |
|--|--|
| <p> 平和の緑（東西軸）
デルタ市街地を東西に走る、供木運動などにより形づくられた広島復興と平和を象徴する緑の空間です。</p> <p> 平和の緑（南北軸）
都心を南北に流れる河川により広島らしい景観を形成する水辺の空間です。</p> <p> 緑の拠点
にぎわいの創出や防災など様々な役割を果たす大規模な都市公園やこれに類する施設など、緑のまちづくりの拠点、緑に親しむ拠点です。</p> | <p> 緑のネットワーク
公園や遊路など都心における緑豊かな空間で構成する緑のネットワークです。</p> <p> 花によるおもてなしの導線
隣の玄関である広島駅と、観光の中心である平和記念公園を結ぶ導線となる花と緑のあふれる美しい空間です。</p> <p> 花と緑と水の回廊
緑の拠点や交通拠点を、水と緑豊かな空間や花で潤出した空間などで結ぶ回廊です。</p> |
|--|--|

3 計画の目標水準

「みどりの将来像」の実現に向け、計画期間における「基本目標」及び「基本目標」を達成するための4つの「計画の目標水準」を以下のとおり設定します。

なお、「計画の目標水準」を達成するための個々の施策の目標については、この計画に定める各施策を具体化するためのアクションプログラムである「広島市みどりの推進計画」において、別途、定めます。

※ 「基本目標」及び「計画の目標水準」において、「現在値」は平成31年度（2019年度）の実績、「目標値」は令和12年度（2030年度）における目標です。

(1) 基本目標 広島を緑豊かなまちであると実感している市民の割合

緑豊かなまちをつくるためには、緑の量を確保することだけでなく、市民が緑豊かなまちであると実感していることが大切です。そのため、広島を緑豊かなまちであると実感している市民の割合を増やすことを基本目標として掲げます。

現在値 69.3%（平成31年度） → **目標値 75.0%**（令和12年度）

(2) 計画の目標水準

「基本目標」を達成するため、「都市公園の整備」や「緑地の保全」、「緑化の推進」の観点から、以下の「目標水準」を設定します。

都市公園の整備

ア 公園緑地の面積

公園緑地は、市が都市公園として開設することによって永続性のある緑地となります。公園緑地には、市が整備するものと開発行為等によって整備されたものを市が引き継ぐものがあり、これらを合わせて1,000haとすることを目標とします。

現在値 987ha（平成31年度） → **目標値 1,000ha**（令和12年度）

緑地の保全

イ 市街化区域における緑の面積の割合

市街化区域内の緑は宅地化などにより消失しやすい状態にあります。このため、緑地の保全や公共空間等における新たな緑づくりによって、現在の緑の面積の割合を維持することを目標とします。

現在値 21.5%（平成31年度） → **目標値 現状維持**（令和12年度）

緑化の推進

ウ 都心における緑視率

緑豊かな自然環境などが少ない都心において、立体的に捉えることのできる緑を増やし、緑豊かなまちであると実感してもらうため、人の視界における緑の量の割合である緑視率を現在値以上にすることを目標とします。

(7) 平和大通りなど広島の平和を象徴する場所

現在値 42.9% (平成31年度) → **目標値 現在値以上** (令和12年度)

(4) 再開発地区などにぎわいの中心となる場所

現在値 8.6% (平成31年度) → **目標値 現在値以上** (令和12年度)

(ウ) 広島駅など交通結節点

現在値 16.4% (平成31年度) → **目標値 現在値以上** (令和12年度)

エ 緑に関する活動に参加したことの市民の割合

緑に関する活動への参加は、自主的な緑のまちづくりを行うきっかけとなります。このため、緑に関する活動に参加したことの市民の割合を60.0%に増やすことを目標とします。

現在値 54.1% (平成31年度) → **目標値 60.0%** (令和12年度)

第4章 重視すべき視点

「緑に関する動向」や「本市における緑の現状と課題」等を踏まえ、「基本理念」の実現に向けて重視すべき視点を次の5つに整理しました。

視点1 「都市の魅力を高めるみどり」をつくる

近年、大都市の都心部等では、魅力的な緑地空間が持つ集客効果が広く民間事業者等に浸透してきたことなどを背景に、にぎわいの拠点となる広場空間など良好な緑とオープンスペースの創出が進んでいます。

一方、本市では、中央公園、平和大通りなどの都心における公共空間の再整備や、紙屋町・八丁堀地区の「都市再生緊急整備地域」指定などを契機として、再開発や建物の建替えが進みつつあります。

そのため、こうした動きを好機と捉え、都心のリニューアルに合わせた都市の魅力向上につながる緑とオープンスペースの創出に取り組む必要があります。

視点2 「みどりのストック」を生かす

本市の公共施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、施設の老朽化や機能の陳腐化が進みつつあり、老朽化した公園施設については、計画的な更新など適切な維持管理により利用者の安全を確保する必要があります。

また、比治山公園や旧広島市民球場跡地における「公募設置管理制度（Park-PFI）」の活用、民間事業者等による河岸緑地のにぎわいづくりなど、行政、市民、民間事業者等の効果的な連携により、ストックの有効活用を進める必要があります。

視点3 「多様なみどりの機能」を生かす

平成26年度に安佐南区及び安佐北区で発生した豪雨災害や平成30年度に発生した西日本豪雨災害をはじめ、近年の地球温暖化に伴って全国各地で豪雨災害が多発するなど、異常気象の常態化が進みつつあります。

そのため、自然災害の発生要因となる地球温暖化防止に向けた山林などの保全、グリーンインフラの考え方を取り入れた緑が持つ機能を活用した施設や、防災に配慮した公園施設の整備など、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

また、都市のブランドとなる緑の存在による美しく風格ある都市の実現に向け、市街地を取り囲む山々の豊かな緑と、都心の緑や建築物と調和のとれた、広島ならではの美しい都市景観の形成を進める必要があります。

視点4 持続可能な「みどりづくり」に向けた人材と仕組みをつくる

公園などの緑とオープンスペースは、従来から地域におけるレクリエーション、景観形成、環境保全、防災などの機能を担ってきましたが、これらに加え近年では、地域におけるコミュニティ形成や地域活性化、観光振興、環境教育などさまざまな役割が期待されるようになってきています。

一方、公園の維持管理等に大きな役割を果たしてきた町内会や自治会などの地域団体は、近年、加入率の低下や活動の参加者の高齢化などが課題となっており、身近な公園等における持続可能な「みどりづくり」に向けて、中心的な役割を果たす人材の育成や多様な主体が参画しやすい仕組みをつくる必要があります。

視点5 『みどりづくり』のローカル経済圏をつくる

本市は、経済面や生活面で深く結び付いている、広島市の都心部からおおむね60kmの圏内にある24市町と「広島広域都市圏」を構成しています。この圏域内のヒト・モノ・カネ・情報が、圏域内で「循環」するとともに、圏域外からのヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、さらにそれらが圏域内で「循環」することを基調とする「ローカル経済圏」の構築は、圏域内の地域資源や地域産業が付加価値を生み続ける、経済活力とにぎわいに満ちた圏域の実現につながります。

こうした「ローカル経済圏」の構築を「みどり」の分野で実現するため、令和2年に県内一円で開催した「第37回全国都市緑化ひろしまフェア」の開催をきっかけとして、県や他の市町、花きの生産・流通、観光等の関係者と共同で、圏域内の回遊と交流を生み出す広域都市圏の活性化の視点に立った「みどりづくり」の取組を進める必要があります。

第5章 基本理念を実現するための施策

基本理念の実現に向けた今後 10 年間における緑のまちづくりの実現のため、次の 4 つの基本方針により取り組みます。

1 基本方針

基本方針 1：魅力あるまちの基盤となるみどりの創出と活用

都市公園などのまちの基盤となる緑は、その多様な機能により、都市における様々な課題の解決への寄与が期待されています。このため、引き続き都市公園の整備を進めます。

また、近年、都市公園法の改正による P a r k－P F I など「民」との連携により緑の持つ機能をまちづくりに生かす制度が創設されています。この制度の活用などにより、都心の公共空間や大規模な民有緑地などにおいて、多くの人が集まることでにぎわいを生み出す質の高い緑化を行うとともに、美しく品のある都市景観を創出します。

一方、市民の日常生活の場となる地域では、市民の生き生きとした暮らしを支える身近な公園の再生を進めるなど、それぞれの地域の特性や市民のニーズに応じた緑の創出と活用に取り組みます。

基本方針 2：広島らしい景観を形成するみどりの創出と活用

本市は太田川河口デルタを流れる 6 つの川、南側の瀬戸内海やその沿岸部、中国山地から連なり市街地を取り囲む北側の緑濃い山々など、水と緑に代表される自然に恵まれています。

本市にとって水と緑は、原爆の投下により「75 年間草木も生えない」と言われた被爆の惨状を乗り越えた復興の証として特別な意味を持っており、特に、河岸緑地や平和記念公園、平和大通りは広島のマチの特徴的な緑の景観を形成しています。

こうした景観を形成する魅力的な資源の一つである河岸緑地の整備を引き続き進めるとともに、水辺空間の活用に取り組みます。また、都心における質の高い緑化や、平和記念公園などにおける緑の保全と育成を進め、山の緑を借景とした自然環境と調和のとれた広島固有の美しい都市景観を形成する緑を創出します。

基本方針 3：多面的な機能を有する豊かなみどりの保全と活用

森林を代表とする豊かな緑は、温室効果ガスの吸収による地球温暖化の防止や水源かん養、土砂災害の緩和・防止への寄与などの機能を有しています。

こうした緑の持つ機能を最大限に発揮させるため、将来にわたって森林などの豊かな自然環境を保全するとともに、市街地近郊の里山や中山間地域・島しょ部のまちづくりにつながる自然環境の活用とその担い手の育成に取り組みます。

また、市街地及び市街地近郊の農地は、食糧供給や市民の憩いの場となるとともに雨水の流出抑制などの機能を有していることから、本市の自然の恵みや地域の特性等を生かしつつ、保全とその活用に取り組みます。

基本方針 4：市民とともに取り組む持続可能なみどりづくりと活用

道路や公園などの公共施設の緑地管理に対する市民の理解や協力を得るとともに、市域の大部分を占める民有地の緑化を進めることが緑豊かなまちをつくることにつながります。

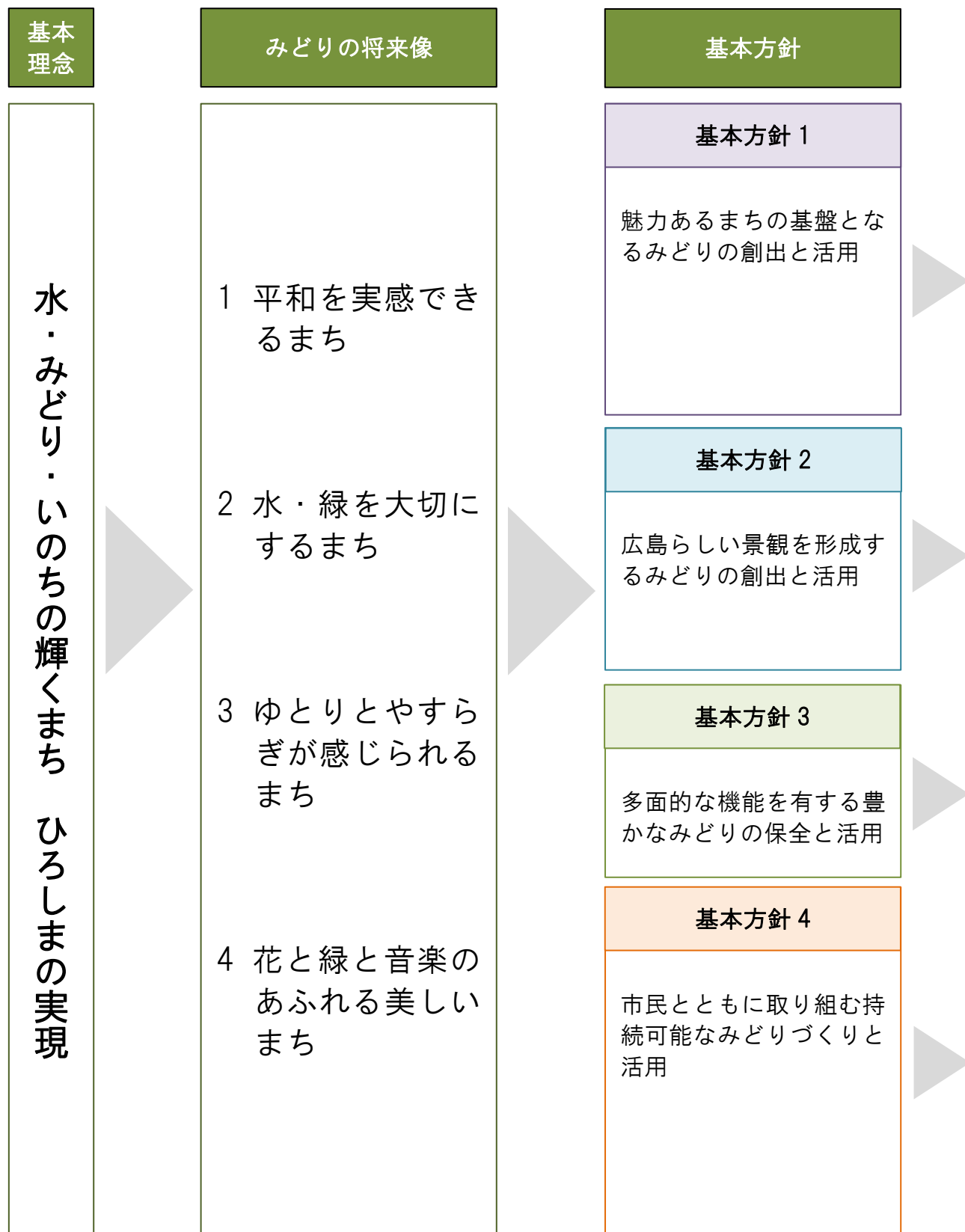
このため、緑に関わる人材の育成や多様な主体が参画しやすい仕組みづくりを進め、市民、企業、行政が、それぞれの役割を適切に果たしながら緑づくりとその活用に取り組みます。

また、緑化推進制度などの運用による民有地緑化を進めるとともに、供木や被爆樹木の継承など平和を象徴する緑の継承を進めます。

2 施策方針と施策

4つの「基本方針」の下に9の「施策方針」と22の「施策」を示します。

《計画の体系図》





基本方針１：魅力あるまちの基盤となるみどりの創出と活用

施策方針(1) まちに風格とにぎわい、潤いをもたらす緑・オープンスペースの創出

市民の「重要な資産」である都市公園は、市民の憩いの場となるだけでなく、都市を象徴する景観の形成や観光振興の拠点、ヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難地の提供など多様な機能を有しており、都市における様々な課題解決への活用が期待されていることから、引き続き体系的な公園緑地の整備などを進めます。

中央公園などの既存の公園では、P a r k - P F I など民間活力を最大限に活用することで、「にぎわいの空間」を創出します。

また、公共空間において花と緑を飾る取組などを進めます。

市街地の大部分を占める民有地においては、都心のリニューアルに合わせた質の高い緑とオープンスペースの創出を進め、都心などで不足する都市公園との連携などにより、まちのにぎわいをもたらす緑とオープンスペースの効果的な創出を進めます。

施策① 体系的な公園緑地の整備

○ 歩いて行ける住区基幹公園の整備

- ・地域の身近な憩いの場である街区公園の整備を進めます。また、地域のスポーツやレクリエーションの場である近隣公園について、1小学校区に各1か所程度を目標として整備を進めます。

○ 魅力と親しみのある都市基幹公園の整備

- ・市民の休息や散歩、運動等に供する総合公園や運動公園について、1区に各1か所程度の整備に向け、適地選定を行い、事業化に努めます。

施策② 多様な機能を持つ公園緑地の整備

○ 平和記念公園の機能強化

- ・原爆死没者の慰霊と世界恒久平和を祈念する場である平和記念公園にふさわしい環境を維持するため、計画的な樹木の育成管理を行うとともに、植栽の適切な維持管理を行い、本市を象徴する緑として美しく健全な姿が保たれるよう取り組みます。
- ・平和の聖地にふさわしい都市公園として、施設の改良や維持管理を行います。

○ 都市防災に役立つ公園緑地の整備

- ・災害時の避難場所、避難路や救援活動の場となる公園緑地の整備を進めます。

○ 健康づくりに役立つ公園緑地の整備

- ・一人一人の市民がライフスタイルに応じた健康づくりなどを気軽に行うことができるよう、健康遊具を備えた公園緑地の整備を進めます。

○ 生物多様性の確保に資する公園緑地の整備

- ・安佐動物公園がこれまで果たしてきた社会的意義を継承しながら再整備を進め、幅広い層に受け入れられる観光資源としての新たな魅力の創出に取り組みます。
- ・花と緑のまちづくりを全市的に進めていく上で、拠点施設となる植物公園の機能強化を図ります。

- ・動植物・昆虫の展示、社会教育への協力、学校教育活動の受入れなどを通じて、知識や愛護思想の普及、かん養を図るとともに、希少な動植物・昆虫の生息域内保全・生息域外保全を行い、生物多様性の保全に取り組む場としての施設や機能の整備・充実に努めます。

- ・地形や植生を生かした生物多様性の確保の一翼を担う公園緑地の整備を進めます。

○ 多様なレクリエーションが楽しめる公園緑地の整備

- ・広域的なスポーツ交流の拠点となる広島広域公園の施設や機能を充実・強化します。
- ・史跡中小田古墳群を活用した歴史を学ぶことができる緑地など、地域の特性を生かした公園緑地の整備を進めます。

○ グリーンバンク広場の整備

- ・公園の再整備や道路整備などで支障となる樹木の仮植え場となる筒瀬グリーンバンク広場（仮称）を運動広場と一体的に整備します。

施策③ 民間活力を活用した公園緑地の再整備

○ 中央公園の再整備と有効活用

- ・中央公園については、各施設の再整備や有効活用により、公園に本来期待される「くつろぎの空間」の充実に加え、新たな「にぎわいの空間」の創出に取り組み、平和記念公園と連携した都心にふさわしい機能を有する魅力ある公園とします。
- ・旧広島市民球場跡地については、市民や観光客等の来訪者が日常的に憩い、くつろぐことのできる花と緑にあふれる洗練されたオープンスペース及び、国際的な大会から日常的な行事まで大小様々なイベントが常時開催されるイベント広場を整備します。
- ・広島の新たなシンボルとなるサッカースタジアムを中央公園広場に建設するとともに、年間を通じて多くの人々が訪れる魅力ある空間となるよう、スタジアムのスタンド下等に効果的なにぎわい機能を導入します。
- ・広島城については、広島城の築城から始まった広島の歴史を感じてもらえるような歴史的な雰囲気を醸し出す中心的なゾーンとして、天守閣の耐震性を確保するための方策について取組を進めます。また、三の丸へのにぎわい施設等の整備に向けた取組を進めます。

○ 平和大通りのにぎわいづくり

- ・平和大通りの緑地部分を都市公園化し、にぎわいがあり誰もが憩える空間にするよう取り組みます。

○ 比治山公園「平和の丘」構想の取組の推進

- ・比治山公園の歴史的価値や立地特性を踏まえ、「国際平和文化都市として復興した広島の『今』を実感できる新たな拠点」として再整備を進めます。

施策④ 公共空間における緑の創出

○ 公共建築物における緑化の推進

- ・庁舎・文化施設など市有建築物の新築や増改築に際しては、量感と季節感のある緑化やコーナ一部への高木植栽等により、市民が親しめる空間とするとともに地域のシンボルとなる緑化を行うなど、質・量ともに民間建築物の模範となるような緑化を進めます。

○ 公共空間に花と緑を飾る取組の推進

- ・陸の玄関である広島駅周辺地区や紙屋町・八丁堀地区などの都心、海の玄関である広島港周辺地区を中心に、道路などの既存空間を活用した花と緑を飾る取組を進めるとともに、企業や市民等と連携した維持管理を行います。
- ・都心の大規模な跡地や交通拠点の整備あるいは再整備に当たっては、花と緑にあふれる空間の整備を行うとともに、企業や市民等と連携した維持管理を行います。
- ・区役所や公民館など、市民に身近な公共施設で、地域団体等と協力して花と緑を飾る取組を進めます。
- ・公園や道路など公共性の高い場所で花壇づくりを行う地域団体等を支援するなど、地域による活動の輪を広げ、地域特性を生かした花と緑あふれるまちづくりを進めます。

○ 植栽と街路樹の再生による快適な道路空間の形成

- ・新設・改良する都市部の道路においては、道路景観や沿道環境の改善を図るため、地域特性等に応じ、周辺環境と調和が図れる場合は、歩道等に植栽を行うとともに、既存の道路においても、歩行者などの安全かつ快適な交通を確保した上で沿道環境等に応じ、植栽を行います。また、大木化、老朽化が進む街路樹について、道路空間や周辺環境との調和を重視した街路樹への計画的な再生に取り組みます。
- ・街路樹の良好な育成を図るため、「道路・公園緑化ガイドライン」を活用し、植栽環境や樹種の特性に配慮した樹木の管理を行うとともに、せん定などの維持管理の改善に取り組みます。

施策⑤ 民有地における質の高い緑とオープンスペースの創出

○ 緑化重点地区における民間主体による緑化の推進

- ・「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」を市街化区域全域とし、民有地においてNPO法人や企業等の民間主体が公園と同等の空間を創出する取組を進めるなど、官民が連携した緑とオープンスペースの創出を進めます。

○ 再開発などに合わせた民有地の緑化

- ・地区計画制度や総合設計制度などにより確保される空地において、都心におけるみどりのネットワークの一部として都市の魅力向上につながる質の高い緑を創出するため、緑の効果などを取りまとめた「民有地緑化ガイドライン」を活用します。
- ・都市再生緊急整備地域に指定されている紙屋町・八丁堀地区をはじめとする都心において、再開発や建替え等の都心空間のリニューアルに合わせ、にぎわいの拠点となる広場空間を整備するなど、都心の魅力づくりをリードする緑とオープンスペースの創出を進めます。

施策方針(2) 地域特性に応じた個性的な魅力を生かした公園緑地の活用と適切な管理

社会の成熟化が進み市民のライフスタイルや価値観が変化する中で、公園緑地に対する市民のニーズも多様化していることから、既存の公園の有効活用を図るため、規制・ルールの緩和等の弾力的な運用や子育て、都心のビジネス機会の形成支援等の地域のニーズに対応した施設更新など、それぞれの地域にふさわしい多様な主体による公園緑地の活用を進めるとともに、民間活力を活用した公園の有効活用を進めます。

また、長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の計画的な更新や修繕など維持管理を行うと

ともに、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備・更新を進め、誰もが安全・安心に利用できるよう取り組みます。

施策⑥ 地域特性に応じた活用と多様な主体による管理

○ 市民主体の公園づくりの推進

- ・新たに整備する街区公園について、地域の実情や住民の意見を取り入れた整備を行います。
- ・既存の公園の有効活用を図るため、地域住民が主体となった公園利用のルールづくりや特色ある施設整備など身近な公園の再生に向けた取組を推進するとともに、地域の実情に合わせた規制・ルールの緩和等の弾力的な運用を進めます。
- ・地域団体等と連携し、子どもが自然に触れながら年齢の異なる集団の中で遊ぶことのできる冒険遊び場づくりを行います。

○ 市民との協働による公園の管理と利用の促進

- ・街区公園清掃等報奨金制度を運用し、地域団体による公園清掃等を支援・促進するとともに、指定管理者制度を活用し、市民が利用しやすい施設の管理に取り組みます。

○ 民間活力を活用した公園緑地の活用と管理

- ・中央公園広場へのサッカースタジアムの建設と広場の再整備や旧広島市民球場跡地における民間活力を最大限に活用したイベント広場の整備、広島城三の丸へのにぎわい施設等の整備など中央公園全体の再整備と有効活用に取り組みます。
- ・平和大通りのにぎわいづくりを進めます。

施策⑦ 安全・安心に利用できる公園の管理

○ 安全・安心対策事業の推進

- ・市民が安全で安心に公園を利用することができるよう、公園施設の長寿命化計画に基づき更新や修繕を行うなど、公園施設の適切な維持管理に取り組みます。

○ 誰もが利用しやすい公園緑地の整備

- ・年齢や障害の有無などに関係なく、できるだけ多くの人が安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインを取り入れた公園施設の整備を進めます。

基本方針2：広島らしい景観を形成するみどりの創出と活用

施策方針(3) 水辺の魅力を引き出すみどりの創出と活用

「水の都」を標榜する本市にとって、市域内を流れる河川は「広島らしさ」を発信するための重要な資産です。「本市の宝」として、まちづくりの観点から河岸緑地の整備を進めるとともに、住民・事業者等による水辺の良好な景観の維持やにぎわいづくりなどを実施し、水辺の魅力を最大限に引き出すことで市民や来訪者が憩い集えるような快適でにぎわいのある水辺空間を創出します。

施策⑧ 水辺の特性を生かした公園緑地の整備

○ 河岸緑地の整備

- ・豊かな水と緑に恵まれた魅力ある都市景観の形成や、水辺空間を憩いや安らぎ、潤いを感じられる空間とするため、高潮対策事業に合わせ天満川、旧太田川、元安川、京橋川、猿猴川沿いの空間において河岸部の特性を生かした親水性のある公園としての整備を進めます。整備に当たっては、緑の帯が連続するようクスノキ等の常緑高木を主体とした緑量の確保に努めるとともに、川ごとにその川を象徴するような花木なども植栽します。

○ 河岸部などの特性を生かした公園緑地の整備

- ・太田川の高水敷（新庄橋～太田川橋の間）について、地域住民との協働で効率的な維持管理ができるよう、整備のあり方を検討します。
- ・臨海部において、広島県と連携して緑地の計画的な整備を促進し、市民への開放を図ります。

施策⑨ 緑を活用した魅力ある水辺づくり

○ 水辺の整備・演出

- ・広島駅周辺において、「水の都」の玄関口にふさわしい象徴的な空間とするため、水辺空間の整備及び維持管理に取り組みます。
- ・水辺に近い店舗等への苗や種の配布、河岸緑地への植樹やプランターの設置等、花と緑による修景の実施など、引き続き、美しい水辺空間の創出に向けて取り組みます。

○ オープンカフェの実施

- ・「水辺のオープンカフェ」について、現在の質の高い空間を保持しつつ、四季折々の演出や民間事業者との連携強化など、引き続き、付加価値づくりに取り組みます。

○ 海辺の豊かな自然の再生

- ・良好な自然環境を有し、多様な水産資源を育むために重要な藻場や干潟について、市域における分布状況の把握や再生に取り組みます。

施策方針(4) 背景となる緑と調和したまちのみどりの創出

平地部周辺にある比較的緩やかな山ろくとそれを取り囲む中国山地の山々は、本市固有の緑の景観において重要な役割を果たしており、市街地背後の連続性のある山林斜面や稜線は、空間のまとまりや潤い、安らぎを感じさせる要素となっています。そのため、こうした背景となる緑と調和した、市街地の公園などの公共空間や民有地における豊かな緑を創出します。

また、都心は、市街地を流れる河川や河岸緑地、平和大通り、平和記念公園など、水と緑に囲まれ、恵まれた都市環境にあります。こうした特徴を生かして、公共空間における緑の保全と育成、花による演出などに取り組み、「水・花・緑のネットワーク」を形成します。

施策⑩ まちの魅力向上につながる豊かな緑の創出

○ 緑豊かな公園緑地の整備

- ・中央公園の再整備や河岸緑地の整備など、都心における緑豊かな空間となる公園緑地の整備を進めます。

○ 再開発などに合わせた民有地の緑化

- ・広島駅周辺地区や紙屋町・八丁堀地区をはじめとする都心において、再開発や建替えなど都心空間のリニューアルに合わせ、緑とオープンスペースの創出を進めます。

○ 良好な都市景観の形成

- ・緑のネットワークを形成する路線などにおいて、風格ある都市景観の形成につながる美しい並木づくりを進めます。
- ・景観計画や事前協議制度による景観誘導により、敷地内の緑化や建築物等における屋上緑化、壁面緑化を進めるなど、本市の特性を生かした良好な景観の形成に取り組みます。

施策⑪ 都心を回遊する「水・花・緑のネットワーク」の形成

○ 都心をめぐる魅力的な空間の形成

- ・市街地を流れる河川や河岸緑地、平和大通り、平和記念公園、比治山公園など、水と緑に囲まれ、恵まれた都市環境を生かし、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・陸の玄関である広島駅周辺地区や紙屋町・八丁堀地区などの都心を中心に、花壇やプランターを花で彩り、市民や来訪者にとって魅力的な空間を創出します。
- ・観光客が平和記念公園などの緑の地域資源を快適に巡ることができるよう、公共空間における魅力的な空間を創出するなどウォークアブルなまちづくりを進めます。

○ 平和記念公園の緑の保全と育成

- ・平和記念公園の景観向上及び樹勢回復を目的とした樹木の管理を行い、本市を象徴する緑として美しく健全な姿が保たれるよう取り組みます。
- ・市民ボランティアと連携した土壌表面への木片チップの敷き均しなどを進め、樹勢の回復と樹木の健全な育成に取り組みます。

○ 平和大通りの緑の保全と育成

- ・都市内の貴重な緑地空間として、広島の復興と発展を支えてきた平和大通りの樹木について、適切な維持管理を行い、美しく健全な姿が保たれるよう取り組みます。

基本方針 3：多面的な機能を有する豊かなみどりの保全と活用

施策方針(5) 森林の保全と活用

市域の 3 分の 2 を占める森林は、木材生産機能や水源のかん養、二酸化炭素の吸収、土砂災害緩和、生物多様性の保全など多面的な機能を有しており、民有林を含む全ての森林が市民生活に恩恵をもたらす貴重な財産です。森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、間伐や人材育成、担い手の確保のほか、林業の安定的な経営環境の整備など、その保全に取り組みます。

また、中山間地域では、都市部と比較して人口流出と高齢化が著しく、このまま放置すると地域コミュニティの存続自体が脅かされかねない状況にあることから、土地所有者等の理解を得ながら、健全な森林の育成に向けた間伐材等の利活用やそのビジネス化を図るための環境整備、市民に身近な里山林の整備等による人と野生鳥獣の共存できる環境の確保、都市部との交流人口の拡大に向けた取組など、地域の活性化につながる自然環境の活用に取り組みます。

施策⑫ 森林の保全

○ 市民との協働による森林（もり）づくりなどの推進

- ・森林に関する知識習得に係る講習会を実施し、市民による自発的な森林（もり）づくりを促進するとともに、林業体験活動など森林の重要性について市民の理解を深める取組を進めます。また、「もりメイト育成講座」などを通じて、森林（もり）づくりの自主的活動を行う森林ボランティアの育成を図ります。

○ 林業の振興による森林の保全

- ・森林の有する木材生産機能に加え、水源かん養や二酸化炭素の吸収、山地災害防止などの公益的機能を発揮させるため、活力ある森林の育成を基本に、林道などの林業基盤の整備、森林資源の保全・保護など、林業の振興を図ることにより、森林の保全に取り組みます。また、広葉樹造林や複層林施業など、人と野生動物が共存できる多様な森林整備に取り組みます。
- ・「ひろしまの森づくり県民税」を活用した人工林の間伐や、里山整備などの森林管理を行った森林所有者への支援など、適切な森林管理を促進します。
- ・「森林環境譲与税」を活用し、荒廃した私有林を、意欲と能力のある林業経営者が管理することができる仕組みづくりを行います。

○ 水源林の育成

- ・水源かん養の効果の高い森林を対象に、市が土地所有者に代わって造林・育林を行うとともに、太田川源流域を主体とした森林の造成整備を行い、森林の持つ水資源のかん養及び災害防止機能を高めることによって、水資源の確保に努めます。

○ 宅地開発などにおける緑の保全と緑化

- ・宅地開発の計画に対して、緑化及び緑地保全に関する施策や計画に整合させるよう指導します。また、防災や緑地の保全、生物多様性の確保の観点から開発地の地区計画を策定し、開発地に残された森林を保全します。
- ・一定規模以上の開発事業などを行う場合、事業者自らが、その事業の実施が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査、予測、評価し、その結果を公表して、これに対する市民や専門家の意見を聞くことにより、環境に配慮した事業とするよう、環境影響評価制度の活用による適正な開発の誘導を図ります。
- ・宅地造成などで発生する法面は、地域の基本的条件に適する高木（苗木）の植栽など指導し、早期の森林回復に努めます。

施策⑬ 森林の活用と魅力ある里山づくり

○ 自然にふれることのできる場の提供

- ・良好な自然環境を形成している民有緑地を保全するとともに、人が自然に触れることのできる場として活用する「ふれあい樹林事業」を推進します。
- ・地域との交流を深めながら森を歩き、美しい自然を知る森を巡るコースを広島の魅力として広く紹介し、利用の促進を図ります。
- ・市民が緑に触れることのできるハイキングコースを紹介し、市民の利用促進を図ります。

○ 森林（もり）を地域資源として生かしたまちづくりの推進

- ・「ひろしまの森づくり県民税」を活用した里山林の整備や、森林所有者や地域住民等による、間伐後森林内に放置された未利用材を森林から集積・搬出する取組を支援する「中山間自伐林業支援事業」などにより、未利用材の利活用を促進することで、健全な森林の育成と中山間地域の活性化を図ります。
- ・林業を行いながら他の仕事でも収入を得る半林半^{エックス} X^{エックス}に取り組む移住者を支援し、担い手を確保する「半林半^{エックス} X^{エックス} 移住者支援事業」などにより、林業の振興と中山間地域の活性化を図ります。

○ 森林公園や花みどり公園などの利用促進

- ・良好な自然環境を有する森林公園や花みどり公園、木の宗山や権現山などの憩の森を適切に管理するとともに、市民が自然に触れることのできる場としての活用を図ります。

施策方針(6) 農地の保全と活用

農地は食料供給の場となるだけでなく、雨水の流出抑制による集中豪雨時の洪水緩和や市民の憩いの場となるなど多面的な機能を有しています。

そのため、多様な担い手の育成や農業従事者への支援などによる農業の振興、生産緑地制度の活用などにより農地を保全します。

また、営農環境の改善や耕作放棄地の再生、農家や関係団体等と連携した市民が気軽に「農」に触れることのできる機会や場の提供、意欲ある担い手への農地集積など、農地の再生と有効活用を進めます。

施策⑭ 農地の保全

- ・若い活力ある新規就農者や女性農業者など農業の多様な担い手の育成、地産地消の推進、中山間地域等における農業生産活動への交付金の交付のほか、地域と連携した有害鳥獣対策により農地の保全を図ります。
- ・生産緑地制度の活用により都市農地を計画的に保全し、緑豊かで良好な都市環境を形成します。

施策⑮ 農地の再生と活用

- ・農地などの生産基盤の整備を行うことで営農環境の改善を図るとともに、耕作放棄地の再生や利用活動に向けた支援などによる農地の再生と活用を進めます。
- ・若い活力ある新規就農者などの担い手への農地集積など、農地の有効活用を進めます。
- ・「市民菜園」や「市民農園」など、市民が気軽に「農」に触れることのできる機会や場の提供を進めます。
- ・都市と農村住民協働による農業・農村体験などの交流事業を通じ、農地の活用を促進します。

基本方針４：市民とともに取り組む持続可能なみどりづくりと活用

施策方針(7) 持続可能な「みどりづくり」に向けた人材の育成と仕組みの整備

「第３７回全国都市緑化ひろしまフェア」の成果を継承した取組や緑化講習会の開催などを通じて、自分たちのまちの緑は自分たちで育むという市民の緑に対する意識の醸成を図ります。

また、積極的に緑づくりに参画することで地域の魅力と活力向上を図ることのできる人材を育成するとともに、幅広い世代や外国人を含む市民、企業など多様な主体が積極的に参画し続けることのできる仕組みを整備します。

施策⑯ 市民意識の醸成

○ 「第３７回全国都市緑化ひろしまフェア」の成果の継承

- ・春及び秋のグリーンフェアにおいて、学校や企業などと連携した会場の運営や花壇の展示を行うなど、内容の充実を図ります。
- ・緑化フェアの会場運営や展示に関わった地域団体などが、自分たちのまちの緑は自分たちで育むという考え方の下、自主的に行う緑のまちづくりなどを、身近な公園を再生する取組と人材を育成する取組を効果的に組み合わせることなどにより支援します。
- ・「みどり」に関わるヒト・モノ・カネ・情報が広島広域都市圏内で循環する『「みどりづくり」のローカル経済圏』の構築といった視点に立ち、地域で生産された花苗を活用する仕組みづくりなど、緑の地産地消につながる緑化フェアの成果を継承した取組を実施します。

○ 市民意識の啓発

- ・市政出前講座の実施や教材の作成、講演会や講習会の開催、街路樹や公園樹への樹名板の設置などのほか、公共空間に美しい花を飾る取組を通じて市民の生活に花を取り入れてもらうきっかけとするなど、都市緑化の必要性に対する市民意識の啓発を図ります。
- ・花と緑と音楽を連携させた取組を推進するとともに、国内外からの来訪者を花と緑と音楽でもてなし、にぎわいと交流を創出することにより、広島ならではの魅力づくりを推進します。
- ・フラワーフェスティバルにおける学校や地域団体等との協働による花育活動などのイベントを充実させるとともに、各区の区民まつり等において、市民が花と緑に親しむ取組を充実させます。
- ・平和関連のイベントや教育、健康、産業支援等の分野の事業と連携して、市民が花と緑に親しむ取組を進めます。

○ 花と緑に関する表彰の実施

- ・花と緑に関する活動の一層の推進のため、花と緑に関する活動などを対象とした表彰を実施します。

施策⑰ 「みどりづくり」を担う人材の育成

○ 講習会の開催などによる緑化団体・人材の育成

- ・市民に身近な施設などにおいて花や緑に関する講習会を開催するとともに、地域などで行う花と緑に関する講習会に講師を派遣します。
- ・花や緑に関する栽培技術や知識を提供する緑の相談所を運営し、市民からの相談に常時対応

するとともに、講習会などを開催します。

- ・講習会の開催などにより、花づくりや緑づくりに関する団体や人材の育成を図り、地域を花で飾る活動に取り組む地域団体や企業等で構成する「花と緑の広島づくりネットワーク」の登録者の拡大を図ります。

○ 中心的な役割を果たす人材の育成

- ・「花と緑の広島づくりネットワーク」においてコーディネーターを養成するなど、花と緑のまちづくりを自主的に進めることのできる中心的な役割を果たす人材の育成を図ります。

施策⑱ 「みどりづくり」の機会や場の提供

○ 多様な主体が参画しやすい仕組みづくり

- ・幅広い世代や外国人を含む市民、企業など多様な主体が花と緑のまちづくりに参画するきっかけとなるとともに継続できる仕組みづくりを行います。

○ 市民との協働による花壇づくり

- ・新たに参画した市民や企業などが緑のまちづくりに関わる場として、市民や企業等との協働により花の植え替え、水やりといった維持管理などを行うプランターや花壇を公共空間において拡充します。

○ ICTを活用した仕組みづくり

- ・全ての市民が気軽に緑に関する情報などを入手でき、どこにいても緑のまちづくりに関わることのできる仕組みづくりを進めます。

施策方針(8) 市民主体の民有地緑化の推進

商業・業務地や工場などにおける大規模な緑化だけでなく、個人の住宅の庭などにおける身近な緑化に取り組むことが、市域全体を緑豊かなまちにすることにつながるため、民有地緑化の推進に対する市民の理解と協力を得るとともに、敷地の用途や規模などに応じた緑化を支援する取組などを拡充し、市民主体の緑化を進めます。

施策⑲ 用途に応じた民有地の緑の創出

○ 建築物の新築等に合わせた民有地の緑化

- ・市街地の大部分を占める民有地について、緑化推進制度を運用するとともに、更なる民有地の緑化の促進を図るため、義務付けを上回る部分の緑化に対し工事費の一部を支援するなど、民間主体の緑化を進めます。

○ 建築物の壁面・屋上などを含む民有地の緑化

- ・既に高密度に土地利用がなされている市街地においては、緑の効果などを取りまとめた「民有地緑化ガイドライン」のPRを通じて、ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある都市環境の向上に寄与する建築物の壁面や屋上の緑化などを進めます。

○ 緑地協定制度などの活用

- ・地域住民が自主的な緑のまちづくりを行う緑地協定制度について、新規に開発される団地はもとより既存の住宅地においてもこの協定の締結を促進します。また、緑化に関する事項を定めることのできる景観協定制度の活用を促進することにより、地域のより良い景観の維持

増進を図るとともに、垣・柵の構造などの建築物等に関する事項を定めることができる地区計画制度の活用により、緑豊かな市街地の形成を図ります。

○ 工業地の緑化

- ・工場地内の労働環境の改善と周辺的生活環境の保全を目的として、工場敷地内の緑化を促進するため、工場立地法に基づいた工場の緑化を促進します。

施策⑳ 民有地緑化への支援

○ 基金の運用事業の見直し

- ・民有地緑化基金を活用した事業は、「楕円形の都心づくり」の推進など本市の施策の方向性を踏まえ、都市の魅力向上につながる緑の創出を補助対象とするなどの見直しを行うとともに、企業からの寄付金募集など基金増額等の方策について検討します。

○ 苗木の配布などによる住宅地の緑化

- ・快適な居住環境と地域の景観を形成し、身近に接することのできる緑をつくるため、記念樹など苗木の配布や緑のカーテンづくりの推進により住宅地の緑化を促進します。

○ 良好な景観の形成に寄与する樹木などの保存

- ・地域における自然的景観の形成に寄与している樹木や樹林を保存するため、所有者に対する支援を行います。また、人々の自然観を育んできた巨樹などの天然記念物の保護に取り組みます。

施策方針(9) 平和を象徴する緑の継承

被爆から 75 年が経過し、被爆者の高齢化が進む中で、「平和」についての価値観を若い世代へ引き継ぐとともに、広く世界中の各都市と共有しながら、「平和」を実現するための取組を緑の分野で進めるため、国内外の都市や人々へ向け、廃墟からの緑の復興の歴史の原点ともいえる「供木運動」などにより本市に寄せられた樹木を継承するとともに、広島復興と発展を支えてきた平和大通りなどの緑の保全を図ります。

施策㉑ 供木や被爆樹木などの継承

○ 供木や寄付樹木の継承

- ・「供木運動」により県内の市町村から本市に寄せられた供木や国内外から寄付された樹木について、樹勢回復のための必要な措置などにより復興と平和の象徴として大切に守っていくとともに、この運動を国内外からの来訪者などに広く伝える取組を行います。

○ 被爆樹木の継承

- ・被爆した樹木の樹勢を回復させるため、それぞれの樹木に応じた周辺の土壌の改良などを行います。また、市民に被爆樹木の樹勢観察を呼びかけるなど、市民との協働による被爆樹木の保存に努めます。

施策②② 平和記念公園と平和大通りの緑の継承

○ 平和記念公園の緑の継承

- ・ 平和記念公園の景観向上及び樹勢回復を目的とした樹木の管理を行い、本市を象徴する緑として美しく健全な姿が保たれるよう取り組みます。
- ・ 市民ボランティアと連携した土壌表面への木片チップの敷き均しなどを進め、樹勢の回復と樹木の健全な育成に取り組みます。
- ・ 修学旅行で平和記念公園を訪れた学校等にキョウチクトウ及び被爆アオギリ二世の苗木を配布し、青少年など植樹してもらい取組などを通じ、平和を象徴する緑の未来への継承を進めます。

○ 平和大通りの緑の継承

- ・ 都市内の貴重な緑地空間として、広島の復興と発展を支えてきた平和大通りの樹木について、適切な維持管理を行い、美しく健全な姿が保たれるよう取り組みます。

第6章 計画の推進に当たって

1 施策の進め方

- ・ 「みどりの基本計画」に示した基本的な考え方にに基づき、「みどり」に関する施策を計画的・効率的に推進するため、具体的な取組内容や実施主体、実施時期などを示した中期計画「広島市みどりの推進計画」を策定します。
- ・ 推進計画は計画期間を5年間とし、適切な進行管理を行うとともに、社会経済情勢などみどりを取り巻く環境の変化に的確に対応するため、具体的な「数値目標」を設定しP D C Aサイクルの各プロセスを実施します。
- ・ 新たな施策の実施にあたっては、市民に広く周知します。

2 広域的な視点に立った施策の推進

- ・ 本計画は広島市域を対象区域としますが、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、「みどり」を活用し圏域全体が持続的な発展をしていく『みどりづくり』のローカル経済圏の構築という視点に立ち、圏域内の市町等と連携した取組を推進します。

3 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた施策の推進

- ・ 本市では、SDGsを「第6次広島市基本計画」に掲げる施策の目標として位置付け、その着実な達成を目指しています。本計画においても施策の着実な推進により、関連するSDGsの達成に貢献します。

《本計画と関連するSDGs》

